PLAN INTERNATIONAL

Until we are all equal

避難の先にある暮らし

日本で生き抜く人々の物語



Living conditions and challenges faced
by forcibly evacuated people living in Japan

避難の先にある暮らし

日本で生き抜く人々の物語

Living conditions and challenges faced by forcibly evacuated people living in Japan

目次

はじめに 2
調査方法 3
用語の定義 4
主な調査結果 5
日本における難民受け入れの概況と特徴
日本における強制的に避難を余儀なくされた人々への支援を行う団体の実績 7
– 日本に居住する強制的に避難を余儀なくされた人々の大多数の在留資格の簡潔な比較検討 7
– 日本での難民認定取得手続きの詳細 9
– 補完的保護資格と人道上の理由による在留許可 10
–「特定活動」による在留資格 10
–「留学」の在留資格等の他の在留資格 11
– 就労問題と就労在留資格への在留資格の変更 11
– 就職支援や在留資格資格変更を支援する団体の実績 12
調査結果 13
– 基本情報 13
– 在留資格とビザに関する問題 16
– 支援の受給状況 18
– 日本における生活上の課題と不安 22
– 職業と就労の実態 24
– 日本語学習とコミュニケーション 28
– 日本での生活経験とウェルビーイング 30
人道状況と避難を強いられた人々の声 – 日本に居住する人々への調査から 33
– アフガニスタン(中央アジア南部)..... 34
– ウクライナ(東ヨーロッパ)..... 37
– シリア(中東)..... 43
– コンゴ民主共和国(中央アフリカ)..... 47
– スーダン(北東アフリカ)..... 51
– パレスチナ(中東)..... 53
結論 55

はじめに

調査について

世界における紛争の件数とその激化は、10 年連続で拡大しており、現在約 56 カ国で進行中で、92 カ国が関与する国際的なものとなっている [1]。これにより、緊急の支援を必要とする強制移住者の数が大幅に増加している。2024 年には、強制的に移住を余儀なくされた人は 1 億 2,200 万人で、前年比 4.5%増加し、世界中で約 3,200 万人の難民（難民に準ずる状況にある人を含む）が存在する。

多くの国で紛争や危機が継続しており、2024 年現在、世界最大の難民数は、シリア（約620万人）、ウクライナ（約600万人）、アフガニスタン（約600万人）、南スーダン（約220万人）、スーダン（約170万人）、ミャンマー（約130万人）、コンゴ民主共和国（約 100 万人）などとなっている。さらに、ほとんどの場合、強制的に避難を余儀なくされた人々の数が非常に高く世界的な危機を引き起こす状況が生じており、世界各国による緊急の対応と協力が必要となっている。

しかし、日本では、強制的に避難を余儀なくされた人々に対する受け入れと支援のレベルは依然として非常に低く、G7 諸国の中で最も低い水準にある。難民認定の状況はさらに複雑で、認定を受けるのは約 1～2%に過ぎない [2]。さらに、申請手続きの長期化、一時滞在在留資格の不安定さと大幅な制限などにより、彼らの待機期間はさらに困難なものとなっている。同様に、何らかの事情で難民申請を行わず、日本での新しい生活を始めるために多くの障害に直面している強制移住者も、同様の課題に直面している。

2024年現在、危機や紛争に直面している国々の中で、日本はミャンマーからの強制移住者数が最も多く（10万306人）、アフガニスタン（6,063 人）、ウクライナ（4,157 人）、シリア（1,497 人）、コンゴ民主共和国（716 人）、スーダン（381 人）などからは大幅に少ない状況である [3]。私たちは、異なる国々から来た難民や強制移住者が日本でどのように生活しているか、状況や在留資格に応じてどのような支援を必要としているかを調べる調査を実施した。

1：Global Peace Index Report 2024: https://www.economicsandpeace.org/wp-content/uploads/2024/06/GPI-2024-web.pdf
2：UNHCR. Global overview. Forcibly displaced people https://www.unhcr.org/refugee-statistics/data-summaries
3：「国籍・地域別 在留資格別 在留外国人 2024 年 6 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=12040606&tclass1=000001060399

調査方法

本調査では、2023年1～3月に、自国での継続的な紛争や複雑な政治的・人道的状況等により日本へ避難してきた11名に対しインタビューを実施した。インタビュー対象者の選定に際し、特定の在留資格を有する人に限定しなかったため、彼らは様々な在留資格を有しており、難民認定を受けた人も含まれている。

本調査では、以下の国々から、様々な年齢層の人が、インタビューに応じてくれた：ウクライナ（女性3名）、シリア（男性3名）、コンゴ民主共和国（男性2名）、アフガニスタン（女性1名）、スーダン（女性1名）、パレスチナ（男性1名）。彼らの大多数は、氏名・居住地・職業・役職等の、個人情報の非公表を希望したため、多くの場合、仮名が用いられ、内容を限定した情報もある。大半のインタビューは、ZOOM・Google Meet・Facebook・WhatsApp等の、様々なオンラインプラットフォームやソーシャルネットワークを介して行われ、対面で実施したものもあった。

インタビューに加え、状況についてより質的・量的な理解を深めるため、Google Formsによるオンライン調査を実施した。オンライン調査には、日本在住の様々な国出身の避難民62名が参加した。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の2024年データによると、世界の難民（難民に準ずる状況にある人びとを含む）に関し、ウクライナとミャンマー以外で、日本は、男性避難民数が最も多い国だった[4]。この状況は、調査でのジェンダー不均衡を生じさせており、女性の参加率が約27%、男性が73%となった。

アンケートは匿名で、主にQ&A形式で行われ、必須の質問もいくつかあったが、状況に応じてスキップできる質問や、複数の回答を選択できる質問も設定した。参加者は、アンケート結果の報告を受け取るため、またはフォローアップの質問がある場合に備えて、連絡先情報を提供する場合もあった。

アンケートとインタビューは、回答者自身の経験、視点、状況に対する認識に基づいて実施された。質問は主に、日本での生活で直面した課題や障害、また、日本での将来や自己実現に関する懸念について尋ねた。インタビューの回答者の募集とオンラインアンケートの配布は、難民のスキルや経歴と企業をマッチングさせ、難民が日本で自分の才能を発揮できる機会を創出しているNPO法人WELgeeの協力により行われた。

各国から強制的に避難させられた人々の物語を特集する本セクションには、当該国の人道的状況に関する情報、および日本に居住するこれらの国出身者に関する日本政府統計ポータルからの統計データも含まれている。具体的には、当該データには、当該国出身者の総数、性別の分布、および在留資格が含まれている。

本分析には、2種類の異なるデータセットが使用された。

「国籍・地域別　年齢（5歳階級）・性別　総在留外国人　2024年12月」

「国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024年12月」

しかし、当該国出身者の人数については、両データセット間で若干の差異が存在する。年齢及び性別別の表における数値は、在留資格別の表における数値よりもやや多い。

したがって、居住者の総数については、年齢及び性別別の表のデータを基準とし、その後、在留資格別の表のデータと比較し、整合を図った。これらの差異により、報告される数値にはわずかな不一致が生じる可能性がある[5]。

4：国籍・地域別　年齢（5歳階級）・性別　総在留外国人」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=12040606&tclass1=000001060399
5：国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024年12月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
「国籍・地域別　年齢（5歳階級）・性別　総在留外国人 2024年12月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0

用語の定義

本報告書に関連する主要な用語について、その意味や定義を以下に示す。これらは国際的に用いられている公式な定義に基づく。
ただし、用語の使われ方は文脈によって異なり、必ずしも一義的であるとは限らないことを留意されたい。

難民

人種、宗教、国籍、特定の社会集団の一員であること、または政治的意見を理由とした迫害を受ける合理的な恐れがあり、その国の保護を求めることができない、または恐れて求めないために、自国を離れている人（難民条約による定義）。本報告書では、主に日本で正式に難民認定を受けた個人を指す。

避難民

避難とは、個人または集団を安全と健康のためにある地域から別の地域へ移動させることを指す。避難民とは、武力紛争、自然災害、人道的危機により自宅や国を離れた人々のことである。難民条約による法的な定義や保護がある「難民」と異なり、「避難民」は国際的に明確な法的定義を持たない一般的な用語である。本報告書では、上記のような理由で日本へ移動を余儀なくされた人々を指し、その中には公式に避難民として認定された人々（例：多くのウクライナ人）や、公式な避難民・難民の資格を持たない人々も含まれる。

強制移動者

強制移住とは、力、強制、または義務によって余儀なくされる移動を指す。強制的に避難させられた人々とは、武力紛争、迫害、暴力、人権侵害、または自然災害により、自国内または国境を越えて住居を離れることを余儀なくされた者を指す。この用語は受動的な意味合いを持ち得るため、本報告書においては明確性を保つ目的で使用を最小限にとどめたものである。

移民

移民とは、国内または国際的に、さまざまな理由で一時的または永続的に通常の居住地を離れて移動する人のことである。この用語は広義には、避難民、強制移動者、難民も含むことがある[6]。

6：「IOM Glossary on Migration, 2019」chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://publications.iom.int/system/files/pdf/iml_34_glossary.pdf

主な調査結果

多くの避難民が就職支援を必要

出身国に依らず、約 70%(43 名)が就職支援を求めており、47%(29 名)は、将来の日本での生活に関し、雇用が最大の懸念事項であると述べた。それらの結果は、回答者の 4 分の 1 しか無期契約社員または正社員で働いていない事実からも裏付けられるかもしれない。また、40%(25 名)が生活費を賄える仕事を得ることに困難を覚えていることも判明した。

在留資格関連問題は避難民にとって2 番目に重大な懸念事項である

将来の日本での生活に関して、35%(22 名)が在留資格を最も懸念していると回答している。また、約 40%(24 名)が在留資格の変更、とりわけいわゆる就労ビザの取得に関する支援を必要としていると述べている。さらに、調査対象者のほぼ 3 人に 1 人 (20 名) は日本に留まりたいと考えているが、それは現行の在留資格や居住条件に左右されるとしている。これらの結果は、多くの強制避難民にとって在留資格に関する問題が極めて深刻かつ喫緊の課題であり、早急な対策が求められていることを示している。

企業からの在留資格取得支援の不足が、契約終了や転職活動の主要な理由のひとつである

かつて就労していたが後に離職した調査対象者 45 名のうち、30%が「勤務先がいわゆる就労ビザの取得支援を提供できなかった」ことを理由に離職したと回答している。これらの避難民の多くは、6 カ月間の短期在留資格で日本に滞在しており、将来に対する安定性や安心感を持てない状況に置かれている。そのため、在留資格を変更するための支援や新たな機会を強く求めている。在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得が、日本において最小限の制限で豊かな生活を送り、より良い将来を築くための唯一の現実的な道である場合もある。

回答者の約 3 分の 1 が、自己実現の機会の欠如を理由に前職を離れていた

自主的に退職した 45 名のうち、約 3 分の 1 は、職務内容が自身の専門分野やスキルと一致していなかった、あるいはその職場においてキャリアの発展や個人としての成長の機会が提供されていなかったことを理由に離職している。

避難民にとって、就職や自己実現に関する問題は極めて重要である。というのも、彼らは自身や家族の生活を維持するために、どのような仕事であっても受け入れざるを得ない状況に置かれることが多く、その結果として、これまで築いてきたキャリアや個人的な目標を一時的に棚上げするか、あるいは完全に諦めざるを得なくなる場合が少なくないからである。

在留資格のために避難民は、就労や住宅入居の拒否に

6 カ月または 1 年の「特定活動」在留資格を保有する多くの強制避難民は、言語能力や職業スキルの不足によるのではなく、在留資格の種類そのものを理由として、就職の場でたびたび制限や拒否に直面している。多くの回答者は、就労内容が在留資格の許可範囲内であるにもかかわらず、企業側が制度への理解や経験を欠いているために採用を見送られる事例があったと述べており、これにより多くの就労機会が失われている実態がある。同様に、収入水準の低さと在留資格の短さは、住宅の確保においても大きな障壁となっており、避難民はしばしば代替手段の模索や、割高な家賃の支払いを余儀なくされている。

回答者の過半数が現在の在留資格取得時に困難を経験している

避難民の約 2 人に 1 人(32 名)が、在留資格の申請過程において何らかの困難に直面したと回答している。特に、4 人に 1 人(16 名)は、申請結果が出るまで長い待機期間を経験したと述べている。また、すでに難民認定を受けた者 (13 名) のうち過半数が、審査期間の長さや多数の証明書類の準備を求められるなど、手続きが困難であったと報告している。

大多数の避難民は言語の壁により日本人との交流が限られており、交流の機会を望んでいる

日本での生活において、約 70%(43 名)の避難民が言語的な困難を抱え、十分な意思疎通ができていないと感じている。また、57%(35 名)は地域住民との交流機会がほとんどない、あるいは全くないと回答している。このような状況は、避難民と日本人の双方にとって乗り越えるのが難しい言語的・文化的な障壁が要因である可能性が高い。一方で、40%(24 名)は地域住民との交流機会を増やしたいとの希望を表明しており、彼らが積極的に意思疎通を図りたいという意欲を持っていることがうかがえる。

回答者の過半数が、否定的な態度を受けた経験がない

約 55%(33 名)の回答者は、日本の地域住民から敵意や不当な扱いを受けたと感じたことはないと報告している。一方で、約 6 人に 1 人(10 名)は、無視されたり、否定的な態度をとられたり、さらには差別的な扱いを受けた経験があると述べている。

繰り返される国籍を理由とする就労の拒否

日々の生活における困難に加えて、避難民の 6 人に 1 人(10 名)が、国籍を理由として就職活動中に不採用となった経験があると回答している。この傾向は、特にアフガニスタンおよびシリア出身の回答者に多く見られた。さらに、シリア出身のある避難民は、面接において明示的または暗黙的に、国籍に起因する理由で何度も就労を拒否されたと証言しており、国籍に基づく差別的対応が現実に存在していることを示している。

言葉の壁と就職活動に関する知識不足が就労を妨げている

就職活動や採用プロセスにおいて、60%を超える回答者(34 名)がコミュニケーション上の困難を経験している。さらに、約 40%(21 名)は、就職活動の進め方や手順に関する知識の不足により困難を感じたと回答している。これらの結果は、避難民が日本で安定した就労に就くためには、より多くの就職準備プログラムの提供や、個別のメンター制度の導入が必要であることを明確に示している。

日本に在留している多くの避難民は、ウェルビーイングの維持に苦労している

日本での生活において、40%以上(26 名)の避難民が、将来に対する不確実性を主な要因として、ストレスや不安を感じていると報告している。また、参加者の 4 人に 1 人は精神的な疲労を訴えており、同程度の人数(17 名)が社会的な圧力が精神状態に影響を及ぼしていると感じている。これらの状況は、日本での生活の中で避難民が抱える複雑な感情や困難に、十分に対処できていない現実を反映していると考えられる。

大多数の避難民にとって、今後の日本での居住に関する決定は、就労状況次第である

避難民の約 63%(39 名)が、自身の専門分野やスキルに見合った仕事を見つけることに困難を感じていると回答している。また、55%(34 名)は、日本に定住するかどうかの判断において、個人の成長およびキャリア開発の機会が最も重要な要素であると述べている。

日本における難民受け入れの概況と特徴。日本における強制的に避難を余儀なくされた人々への支援を行う団体の実績

日本に在留している主要な強制避難民の在留資格に関する概要的な比較検証

日本における強制避難民の在留資格は、出身国における人道的状況、日本の出入国管理政策、ならびに機会の総合的な利用可能性といった複数の要因によって形成されている。在留資格の種類によって、強制避難民が直面する生活環境、各種サービスへのアクセス可能性、そして長期的な定住の見通しには大きな差異が生じることがある。

本セクションでは、日本において強制移動を経験した人々が取得し得る主な在留資格について概説する。各在留資格について、その取得要件、在留期間、将来的な展望、および関連する制限事項を検討するものである。対象とする在留資格の類型は以下のとおりである。

- 定住者（本稿では、難民認定を受けた者および補完的保護対象者を含む）
- 特定活動
- 技術・人文知識・国際業務
- 留学

在留資格の種類にかかわらず、多くの外国人は、日本に10年間継続して居住することにより、永住権の申請資格を得ることが可能である。ただし、難民認定を受けた者や補完的保護を受けている者など、一定の長期在留資格を持つ者に対しては、申請可能となるまでの期間が5年に短縮される場合がある。

とはいえ、このような永住への道筋が制度上存在する一方で、多くの避難を強いられた人々にとって、長期にわたり合法的に日本に滞在し続けることは容易ではない。これは、各種の制度的制限や在留条件の不安定性に起因する困難に直面しているためである。

難民認定を受けた者および補完的保護の対象となっている者に対しては、永住権申請に必要な在留期間が半減されるだけでなく、申請要件全体も一般の場合に比べて柔軟に設定されている。このようなケースにおいては、主な要件として、日本国内での遵法的な生活態度および資産または職業能力等を通じた経済的自立が挙げられる。一方、一般的な条件で永住を申請する場合には、これらに加え、安定した収入、納税状況、日本語能力、在留歴の継続性など、さらに厳格な基準が求められることがある[7]。

7：出入国在留管理庁「永住許可に関するガイドライン（令和6年11月18日改訂）」https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan50.html

日本において避難を強いられた人々に付与される主な在留資格の比較表

	長期滞在資格（定住者）		「特定活動」[8]	「技術・人文知識・国際業務」[9]	「留学」[10]
	「難民」[11]	「補完的保護資格」[12]			
定義	1951 年の「難民の地位に関する条約」に定められた条件を満たす個人は、日本において正式に難民認定を受け、適切な法的保護を享受することができる。	1951 年の難民条約の難民認定条件を満たさない場合であっても、出身国において重大な危険や人道的危機に直面するおそれがあり、安全および支援を必要とする者に対しては、補完的保護が認められることがある。	極めて広範な活動を対象としており、出身国の人道的状況を考慮して付与される場合や、難民認定申請・補完的保護申請の審査過程において暫定的に提供されることもある。	本資格は、専門知識や職業上の技能を要する業務（いわゆるホワイトカラー職）への就労を可能とするものであり、避難民にとっては日本での安定的かつ長期的な滞在の手段として取得が試みられる在留資格である。	大学・専門学校・その他の教育機関における学修を目的とした在留資格であり、一部の避難民は、国外避難の一環として学生の受け入れを行う特別プログラムを通じて日本に入国している。これらのプログラムは、教育機関および市民社会団体により運営されている。
有効期間	5 年間		3 カ月 /6 カ月 /1 年 /3 年 /5 年	1 年 /3 年 / 5 年、まれに 3 カ月	最長 4 年 3 カ月
資格変更の可能性	5 年以上継続して在留している者には、永住権を申請する資格が認められる場合がある。特定の在留資格を有する者には、永住許可取得に際して簡素化された要件が適用されることがある。		継続的な 10 年間の在留、または特別な在留許可（例：人道的理由等）が付与された場合には 3 年間の在留により、長期滞在資格を取得できる可能性がある。	所定の要件を満たした場合、10 年間の在留により永住権を申請する資格が与えられる。	学業修了後、卒業生は就職活動を目的とした 6 カ月の在留資格を取得することができ、最大 1 年間まで延長可能である。
就労	フルタイムでの就労が可能であり、職種に関する制限はない。	フルタイム就労が認められており、職業分野に対する制限はない。	在留資格の種別によって異なる。一定時間数の就労が許可される場合、フルタイム就労が可能な場合、あるいは就労自体が認められない場合がある。	フルタイムでの就労は認められているが、従事可能な職種には制限がある。	学生は在学中、週 28 時間までの就労が認められている。
家族再統合へのアクセスの可能性	最も近い親族との再統合が可能		在留資格の種別によっては、特定の条件を満たす場合にのみ可能である。	最も近い親族との再統合が可能	特定の場合においては、家族の帯同が認められる。
利用可能な支援	定住支援プログラムへの参加機会があり、統合コースや生活費補助を含む支援が提供されるほか、他の種類の支援も利用可能である。	統合コースや生活費支援を含む定住支援プログラムに参加する機会があり、その他の支援も提供される可能性がある。	在留目的や条件に応じて、特別な支援プログラムが利用可能な場合がある（例：政府や特定の団体による住宅支援など）。	一般規定に基づく	在留資格および就学プログラムの内容によって異なる。
出国および再入国の許可	許可されている		許可されているが、ビザの具体的条件によっては、何らかの制限が適用されることがある	許可されている	許可されているが、ビザの有効期間によって制限が適用されることがある

8： 出入国在留管理庁「在留資格「特定活動」」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities.html
9： 出入国在留管理庁「在留資格「技術・人文知識・国際業務」」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html?hl=en
10： 出入国在留管理庁「留学生の就職」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00015.html
11： 出入国在留管理庁「難民認定制度」https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/nanmin_00001.html
12： 出入国在留管理庁「補完的保護対象者認定制度」 https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html

日本での難民認定取得手続き

日本における避難を強いられた人々の受け入れと保護、ならびに難民認定の制度運用は、依然として複雑かつ不透明な状況にある。日本は 1982 年に「1951 年難民の地位に関する条約（難民条約）」に加盟しており、同条約では難民を以下のように定義している。

「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属、または政治的意見を理由とする迫害を受けるおそれがあるという十分に根拠のある恐怖を有し、かつその国の外にあって当該国の保護を受けることができない、または受ける意思を持たない者」

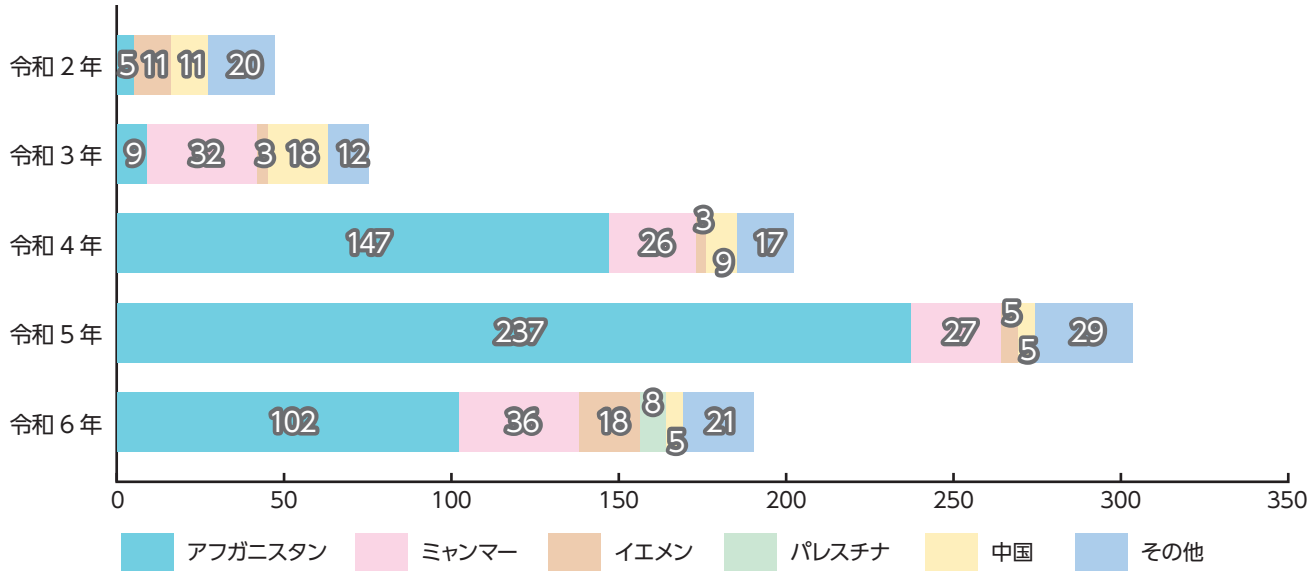
この定義に基づき、日本国内においても難民認定制度が設けられているが、認定件数は極めて少なく、審査基準や運用の厳格さが国際的にも課題とされている[13]。

1982 年の条約加盟以降、2024 年までの累計において、日本政府が正式に難民として認定した人数は 11 万 7,860 件の申請のうちわずか 1,610 人にとどまり、認定率は1.5%未満である[14]。この数値は先進国の中でも極めて低く、日本の難民認定制度の厳格さを示すものとされている。

さらに、難民認定審査には平均で 3 年以上を要する長期化傾向があり、状況を一層複雑なものにしている。
審査期間中、申請者は通常 6 カ月ごとに短期の在留資格を更新しなければならず、移動の自由が制限されるほか、就労や住宅の確保に関しても多くの困難に直面している。

このような不安定な法的地位は、避難民の精神的・経済的負担を著しく増大させている[15]。

国籍別難民認定者数の推移。出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について」



しかしながら、近年においては難民認定数において前向きな傾向も見られている。過去 3 年間は、難民として認定された人数が過去最多を記録する年が続いており、その点では一定の進展が認められる。2024 年には、1 万 2,373人が難民認定を申請しており、これは前年より約 10.5%（1,450人）少ない[16]。そのうち 190人が難民として正式に認定され、国際的保護が付与された。認定された人々の半数以上がアフガニスタン出身（102人）であり、その他にはミャンマー（36人）、イエメン（18人）などの

13：出入国在留管理庁「難民の認定等」https://www.moj.go.jp/isa/refugee/
14：出入国在留管理庁「我が国における難民保護の状況等」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434641.pdf
15：出入国在留管理庁「難民認定制度」https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/nanmin_00001.html
16：出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について。難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434935.pdf

出身者が含まれている。また、同年には過去に不認定とされた者による再申請件数も減少しており、2024 年の再申請は 3,273 件で、前年より約 37%(1,974 件)減少している。この傾向は、審査制度や運用方針の変化、あるいは制度への信頼の揺らぎなど、複数の要因が影響している可能性がある[17]。

再申請件数の減少傾向は、2024 年 6 月に施行された出入国管理法の改正と関連している可能性が高い。この改正法によれば、十分な理由を示さずに 3 回以上難民認定申請を行った場合、出身国の状況にかかわらず強制送還の対象となる可能性があるとされている[18]。この新たな制度は、多くの庇護申請者の間で懸念を呼んでおり、彼らの生活状況を一層困難にしている。さらに、個々の申請事案に対する審査の妥当性・合理性にも疑問が呈されており、現行制度ではすべての申請が法務省の一方的な判断のみに基づいて処理されているという問題も指摘されている。

難民認定申請が法務大臣により承認されると、難民条約に基づき、長期在留資格が付与され、将来的な永住に関する要件も簡素化される[19]。この在留資格を得た者、および補完的保護を受けている者は、アジア福祉教育財団難民事業本部(RHQ)が実施する定住支援プログラムへの参加資格を有する。同プログラムには、日本語習得を目的とした統合コースなどが含まれており、社会統合を促進する支援が体系的に提供されている[20]。

補完的保護資格と人道上の理由による在留許可

2023 年 12 月 1 日より、条約難民としての認定は受けられないものの、出身国の紛争その他の事情により庇護と保護を必要とする避難を強いられた人々を対象とした新たな補完的保護制度が導入された。この在留資格は難民資格に類似しており、長期在留や将来的な永住申請の可能性、定住支援、統合プログラム(日本語教育等)への参加といった条件はほぼ同等である[21]。制度開始以降、1,661 人が補完的保護の対象として認定されており、この数は日本における難民認定者の累計数をすでにわずかに上回っている。

この補完的保護資格の導入には、ウクライナ危機および 2,700人を超えるウクライナ避難民が政府や日本財団の支援のもとで日本へ避難したことが影響した可能性がある。現在、補完的保護資格を取得した避難を強いられた人々の大多数はウクライナ出身者であり、その割合は約 95%(1,617人)を占めている。そのほか、シリア(17人)、ミャンマー(13人)、スーダン(12人)、アフガニスタン(1人)、ウズベキスタン(1人)の出身者にも付与されている[22]。補完的保護資格の審査は難民認定に比べて大幅に短期間で行われることが期待されているが、シリア出身の申請者の一部は 1 年以上結果を待っていると回答しており、一方でウクライナ出身者の多くは約 6 カ月以内に結果を受け取っている。

さらに、補完的保護または難民認定のいずれも受けられなかった避難を強いられた人々のうち、出身国の状況を踏まえて人道的配慮により日本での在留が許可された者も存在する。2024 年には、294 人に対してこの在留許可が与えられ、その大多数はミャンマー出身であった。この在留資格は 1 年間の在留を認めるものであるが、極めて不安定であり、母国の情勢に大きく依存しているうえ、将来的な永住権取得の可能性も制度上は認められていない[23]。

「特定活動」による在留資格

「特定活動」とは、他の在留資格に該当しない外国人の事情や活動内容に応じて個別に認められる特別な在留資格であり、法務大臣の指定に基づき付与されるものである。この資格は極めて柔軟性が高く、幅広い活動を対象とする点が特徴である。申請者の出身国における特定の状況を踏まえ、法務省の判断により在留が認められる場合もある。

17：出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について。難民の認定をしない処分に対する審査請求数の推移」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434935.pdf
18：朝日新聞 改正入管法 10 日に施行」https://www.asahi.com/articles/ASS Q6633 GS66 UTIL00 KM.html
出入国在留管理庁「入管法改正案について」https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/05_00007. html
19：出入国在留管理庁「難民の認定等」https://www.moj.go.jp/isa/refugee/
20：出入国在留管理庁「Support for Convention Refugees, Complementary Protection Refugees, and Resettled Refugees」https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/12_00122.html?hl=en
21：出入国在留管理庁「補完的保護対象者認定制度」https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html
22：出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について。表9：国籍別補完的保護対象者認定者数の推移」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434935.pdf
23：出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について。表 10：人道配慮数の推移」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434935.pdf

例えば、人道的理由により日本での在留が許可された避難を強いられた人々や、難民認定または補完的保護の申請結果を待っている者には、「特定活動」の在留資格が付与されることがある。この在留資格の期間はケースにより異なり、最短で3カ月、最長で5年まで認められる場合がある。

認められる活動の内容や就労時間は、付与される在留資格の種類によって異なる。一般的に、3カ月または6カ月の短期ビザを所持する者は、より長期のビザを持つ者と比べて多くの制限を受ける傾向にある。難民認定の結果を待つ者には、6カ月の在留資格が付与されることが多く、1年以上の有効期間を持つビザに比べて、就労や生活における制限が大きい。ビザの期間および個別の状況に応じて、出国・再入国に制限がかかる場合があり、通常は家族の呼び寄せも認められていない。

「特定活動」の在留資格は安定性に欠ける面があるものの、この資格で日本に10年間継続して在留することにより、(または特別許可を有する場合には3年間の在留で)長期滞在資格の申請が可能となる[24]。

その他の在留資格：学生在留資格

補完的保護または難民認定を取得できない、あるいは現在申請中である避難を強いられた人々の中には、その他の在留資格で日本に滞在している者も存在するが、これらの在留資格には一部において不安定性や各種の制限が伴う場合がある。特に、一部の避難民は、危険地域からの避難を目的とした教育プログラムに参加するために、「留学」の在留資格で日本に入国している。たとえば、2021年に設立された公益財団法人パスウェイズ・ジャパンは、難民背景を持つ人々を対象に、教育および将来の選択肢を創出することを目的としたプログラムを実施しており、その一環としてこうした学生の受け入れを行っている[25]。

この目的のために、同団体は日本国内の大学や日本語学校と連携し、現在はシリア、ウクライナ、アフガニスタン出身の学生を対象にそれぞれの国の状況に応じたプログラムを実施している。一般的に、各プログラムでは日本での無償教育の提供に加え、渡航および在留資格の取得支援、生活費の補助、アルバイトの紹介、住居確保の支援、さらにはキャリア形成や就職に関するカウンセリングなど、多面的な支援が行われている[26]。

就労および在留資格の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更に関する課題

母国を強制的に離れた多くの人々は、それまでのキャリアや希望していた職業を諦めざるを得ないことが多い。日本に到着後は、大半の人が言語の壁や価値観の違い、さらには就職の難しさに直面しており、これらの課題はしばしば相互に関連している。しかし、就労は自己実現や自立のためだけでなく、企業から在留資格変更の支援を受ける必要があることから、日本に引き続き在留するための唯一の選択肢となる場合がある。

難民認定の結果を長期間待っている人々、人道的配慮による一時的な在留許可を受けている人々、その他の在留資格や事情を抱える避難を強いられた人々の多くは、不安定かつ将来の見通しが立たない状況の中で生活を強いられている。また、就労、住宅の確保、移動の自由、家族の呼び寄せといった面でも様々な制限に直面している。このような状況において、一部の者が実際に成功しているように、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更がひとつの解決策となり得るが、依然として多くの人がこの手続に関して支援を必要としている。なお、いわゆる就労ビザは「特定活動」に比べて在

24：出入国在留管理庁「在留資格「特定活動」」https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities.html
Living in Peace 難民プロジェクト「在留資格と難民認定について(1)」https://note.com/lip_refugee/n/n3ea0f47b3fbc
25：パスウェイズ・ジャパン「パスウェイズ・ジャパンについて。団体概要」https://pathways-j.org/
26：パスウェイズ・ジャパン「シリア人のための教育パスウェイズ」https://pathways-j.org/en/edu-syria
パスウェイズ・ジャパン「日本・ウクライナ教育パスウェイズ」https://pathways-j.org/en/ukraine-edu
パスウェイズ・ジャパン「日本・アフガニスタン日本語学校パスウェイズ2025年度募集」https://pathways-j.org/en/jalp2025

留期間が長く設定される傾向がある一方で、許可される活動は特定の職種(主にホワイトカラー職)に限定され、かつ在留資格の更新は雇用主の意向に大きく左右されるという制約も伴う。

就職支援と在留資格変更に関する支援を提供する組織の実情

それぞれの避難を強いられた人々が直面する困難な状況に対応するため、日本国内には就職活動を含むさまざまな支援を行っている団体が存在する。たとえば、特定非営利活動法人難民支援協会(JAR)は、難民および避難を強いられた人々に対して、社会への適応と自立を目的とした包括的かつ多様な支援を提供している。JAR の活動には、難民認定申請過程における法的支援、生活面での社会的支援、各種イベントの開催や政策提言のほか、就労支援や起業支援を通じた統合と経済的自立の促進が含まれている[27]。

在留資格の変更や就労に特化して支援を行う、より専門的な団体も存在している。特に、2016 年に設立された特定非営利活動法人 WELgee は、日本における「難民的境遇にある人材」と企業との協働によって、より良い未来の共創を目指して活動している。WELgee は、企業と求職者のマッチングを通じて、避難を強いられた人々が日本社会の中で自身のキャリアや人生の目標を追求できる機会を創出し、その過程が企業にとっても有益となるような相互的な関係の構築を目指している[28]。

また WELgee は、避難を強いられた人々の就労機会を創出することが、自己実現のみならず、場合によっては在留資格の変更という喫緊の課題に対する具体的な解決策にもつながると考えている。たとえば、「技術・人文知識・国際業務」などのいわゆる就労ビザを取得することにより、より長期的かつ安定した在留が可能となるほか、配偶者や子の呼び寄せ、出国・再入国の自由なども得られるため、生活全体における安定性と自由度が大きく向上する。

WELgee は、避難を強いられた人々が日本で直面する二大課題である「就労」と「在留資格」の問題により効果的に対応し、その目標を達成するために、現在、三段階から成る特別な支援プログラムを実施している。第一段階は「Career Training Program / キャリアトレーニングプログラム」であり、参加者が日本企業の特性や職場文化について理解を深め、自身の経験やスキルを日本の就労市場において魅力的に伝えるための特別講義を受講する。次に「Mentorship Program/メンターシッププログラム」に参加した者は第二段階「キャリアコーディネーションプログラム」に進み、ここでは外国人求職者に一人ずつメンターが付き、履歴書の作成や面接準備など、就職活動の実践的な支援が行われる。この過程で WELgee は参加者の人柄や適性を把握し、それに基づいて適切な企業の選定を行い、メンターの同伴のもとで面接が実施される。そして、就労が成立した場合には、「就労伴走事業部"WELgee Talents"」へ移行し、WELgee は参加者を様々なイベントへ招待し、彼らの経験を他の求職者と共有する場を提供するなど、継続的な関係と相互支援の機会を創出している。

WELgee のこのような活動は、避難を強いられた人々に対して日本における就職活動への準備を支援するだけでなく、企業と難民との間でのマッチングが成功することで、国際人材に対する前向きな側面や相互に利益をもたらす可能性を可視化し、日本社会における外国人労働者への認識の変化を徐々に促している。WELgee の観察および実践経験によれば、日本企業は文化的背景から、外国人を就労するという判断に至るまでに大きな心理的・制度的ハードルを感じている場合が多く、とりわけ日本語が話せない外国人に対しては、業務上のリスクやコスト増加への懸念が強い傾向が見られる(特に大企業において顕著である)。近年、紛争地域出身者の就労に対する関心は一定程度高まっているものの、実際にそのような人材の就労に前向きな企業の割合は、依然として極めて少ないのが現状である。

27：難民支援協会「JAR の支援活動」https://www.refugee.or.jp/en/jar/
28：NPO 法人 WELgee ウェルジー「WELgee とは」https://www.welgee.jp/

調査結果

基本情報

基本情報

	合計	女子（16 人）					男子（46 人）				
		18-24歳	25-34 歳	35-44 歳	45-54 歳	55-64 歳	18-24歳	25-34 歳	35-44 歳	45-54 歳	55-64 歳
合計	62	5	6	5	0	0	2	18	20	3	3
アフガニスタン	15	0	2	2	0	0	0	1	8	1	1
ウクライナ	15	5	4	2	0	0	2	1	0	0	1
コンゴ民主共和国	9	0	0	0	0	0	0	5	3	1	0
シリア	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0
エチオピア	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
カメルーン	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
その他	14	0	0	1	0	0	0	5	7	0	1

日本における避難を強いられた人々が直面している状況や課題をより詳しく把握するため、62名の多国籍の回答者を対象としたオンライン調査を実施した。回答者の多くはアフガニスタン(15名)およびウクライナ(15名)出身であり、そのほかにコンゴ民主共和国(9名)、シリア(3名)、エチオピア(3名)、カメルーン(3名)など出身の参加者が含まれていた。

また、本調査には以下の国・地域出身の回答者も含まれていた：スーダン(1名)、南スーダン(1名)、パレスチナ(1名)、ミャンマー(1名)、ナイジェリア(1名)、ウガンダ(1名)、ギニア(1名)、アルジェリア(1名)、中国(1名)、インド(2名)、ジョージア(1名)、タイ(1名)、中東地域(1名)。これらの国・地域については、各国の回答者数が少数であったことから、分析にあたっては一部の設問において、全体で 14名を「その他」の分類としてまとめて取り扱っている。

調査に参加した回答者の約 72%(45名)は男性であった。一方、女性は約 27%(17名)であり、その多くはウクライナ出身者(全女性回答者の約 70%にあたる 11名)であった。年齢層に関しては、最も多かったのは 35〜44 歳のグループ(40%、25名)であり、次いで 25〜34 歳のグループ(約 40%、24名)が多くを占めた。そのほか、18〜24 歳(11%、7名)、45〜54 歳(5%、3名)、55〜64 歳(5%、3名)の回答者も少数ながら調査に参加した。

来日時期（計=62 名）

	合計	1～3 年前	4～7 年前	8～15 年前
アフガニスタン	15	9	4	2
ウクライナ	15	15	0	0
コンゴ民主共和国	9	3	5	1
シリア	3	1	2	0
エチオピア	3	1	1	1
カメルーン	3	2	1	0
その他	14	10	3	1

同伴者（計=62 名）

	合計	一人で	配偶者と	家族（子どもを含む）と	親戚と	友人・知人と	その他
アフガニスタン	15	4	2	9	0	0	0
ウクライナ	15	10	2	1	0	2	0
コンゴ民主共和国	9	6	1	1	0	1	0
シリア	3	2	0	1	0	0	0
エチオピア	3	2	0	1	0	0	0
カメルーン	3	3	0	0	0	0	0
その他	14	10	0	3	0	0	1

居住地の都道府県（計=62 名）

	合計	アフガニスタン	ウクライナ	コンゴ民主共和国	シリア	エチオピア	カメルーン	その他
東　京	30	5	11	4	1	3	0	6
千　葉	7	1	1	2	1	0	0	2
神奈川	5	0	2	1	0	0	0	2
愛　知	4	3	1	0	0	0	0	0
群　馬	2	0	0	0	0	0	0	2
香　川	2	0	0	2	0	0	0	0
埼　玉	2	0	0	0	0	0	2	0
栃　木	2	2	0	0	0	0	0	0
広　島	1	0	0	0	1	0	0	0
兵　庫	1	1	0	0	0	0	0	0
熊　本	1	1	0	0	0	0	0	0
沖　縄	1	1	0	0	0	0	0	0
大　阪	1	0	0	0	0	0	0	1
滋　賀	1	0	0	0	0	0	0	1
徳　島	1	1	0	0	0	0	0	0
富　山	1	0	0	0	0	0	1	0

回答者の大多数は 1 ～ 3 年前に来日しており、その割合は全体の 66%(41 名)にのぼり、本調査に参加したすべてのウクライナからの避難者もこの期間に該当する。さらに、約 25%(16 名)は 4 ～ 7 年前に来日しており、8 ～ 15 年にわたり日本に居住している者は全体の約 8%(5 名)にとどまっている。

調査対象者のうち、約 60%(37 名)は単身で来日しており、約 34%(21 名)は配偶者または子どもとともに家族単位で移動・避難してきたと回答している。居住地域に関しては、避難を強いられた人々のほぼ半数(30 名)が東京都内に居住していることが明らかとなった。

最終学歴（計=62 名）

	中等教育		高等教育		その他	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
アフガニスタン	0	0	4	11	0	0
ウクライナ	1	0	11	3	0	0
コンゴ民主共和国	0	2	0	7	0	0
シリア	0	0	0	3	0	0
エチオピア	0	0	0	3	0	0
カメルーン	0	0	0	3	0	0
その他	0	2	1	10	0	1
合計	1	4	16	40	0	1

調査参加者のうち、90%(56 名)が高等教育の学位を有しており、中等教育のみを修了している者は 8%(5 名)にとどまった。中等教育修了者の出身国は、コンゴ民主共和国(2 名)、インド(2 名)、ウクライナ(1 名)であった。

日本を選んだ理由（計=62 名・複数回答あり）

	生活水準の高さ	日本語を学んでいた	親族/友人が住んでいた	存在する支援のため	個人的に日本(文化や生活様式等)に興味があった	他国への避難が不可能だった	その他
アフガニスタン	3	0	1	2	6	4	4
ウクライナ	3	2	5	7	8	0	1
コンゴ民主共和国	0	0	0	1	2	6	0
シリア	0	0	0	1	2	1	1
エチオピア	0	0	0	2	1	0	1
カメルーン	0	0	0	0	0	1	2
その他	1	0	2	1	4	6	2
合計	7	2	8	14	23	18	11

日本を選んだ理由については、複数回答が可能な設問であったが、最も多く選ばれた理由は「日本に対する個人的な関心」であり、全体の 37%(23 名)がこれを挙げた。次に多かったのは、「他の国へ避難することができなかった」という理由で、これは全体の約 30%(16 名)にのぼり、特にコンゴ民主共和国(6 名)およびアフガニスタン(4 名)の回答者に多く見られた。また、22%(14 名)は「日本で支援が受けられること」を理由として挙げており、この回答はウクライナ出身者の間で最も多く(7 名)選ばれている。そのほか、「日本に家族や知人がいる」(13%、8 名)、「日本の生活水準が高い」(11%、7 名)という理由も一定数見られた。その他の理由としては、奨学金プログラムによって日本で学ぶ機会が得られた、政府によって避難措置が講じられた、などが挙げられている。

在留資格とビザ関連問題

現在の在留資格（計=62 名）

	長期在留資格（難民認定）	長期在留資格（補完的保護措置）	特定活動（12 カ月）	特定活動（6 カ月）	留学	配偶者ビザ	その他
アフガニスタン	10	1	1	0	0	0	3
ウクライナ	0	14	1	0	0	0	0
コンゴ民主共和国	0	0	0	5	0	1	3
シリア	0	0	2	0	1	0	0
エチオピア	1	0	0	1	1	0	0
カメルーン	0	0	0	0	2	0	1
その他	2	0	2	8	1	0	1
合計	13	15	6	14	5	1	8

調査対象者はさまざまな在留資格で日本に滞在しているが、そのうちの 45%（28 名）は、補完的保護または難民認定による長期在留資格を有している。特に、全体の約 4 分の 1（24%、15 名）は補完的保護の在留資格を持っており、この資格は 5 年間の在留を認めるものである。補完的保護資格は主にウクライナ出身者（15 名）に付与されており、アフガニスタン出身者では 1 名のみが該当している。また、21%（13 名）は難民として正式に認定されており、このうち 10 名がアフガニスタン出身者であった。

全体の約 22%（14 名）は、在留期間が 6 カ月の「特定活動」在留資格を所持しており、そのため就職や住宅確保などにおいて大きな困難に直面している。このグループには、主にコンゴ民主共和国出身者（5 名）のほか、エチオピア、スーダン、ミャンマー、ナイジェリア、ウガンダ、アルジェリア、中国、インド、タイといった国の出身者が含まれている。また、調査参加者の約 10%（6 名）は 1 年間の「特定活動」在留資格で在留しており、さらに 8%（5 名）は「留学」の在留資格で日本に滞在している。「その他」の分類に含まれる回答者の多くは、いわゆる就労ビザまたは人道的配慮による在留資格を取得していた。

現在の在留資格の取得の困難（計=60 名）

	合計	長期在留資格（難民認定）	長期在留資格（補完的保護措置）	特定活動（12 カ月）	特定活動（6 カ月）	留学在留資格	配偶者	その他
容易 / 難しくなかった	24	5	11	4	1	2	0	1
結果を長期間待ち、困難が生じた	17	3	3	0	8	0	1	2
複数回申請が必要だった	4	1	0	0	1	1	0	1
要件が難しいものだった	11	4	0	0	2	2	0	3
その他	4	0	1	1	1	0	0	1

全体として、約 40%の回答者(24名)は、現在の在留資格を取得することが「容易であった」または「それほど難しくなかった」と回答した。この回答は主に補完的保護を受けた者(11 名)によって選ばれており、補完的保護は主にウクライナからの避難者に付与されている。一方、難民認定の取得に関しては、該当者 13名のうち 7名が、審査結果を長期間待たなければならなかったことや、要件の複雑さ、多くの書類を準備する必要があったことを理由に困難であったと述べている。全体では、4人に1人(16名)が「審査期間の長さ」に関連する困難を経験しており、18%(11名)は「要件の複雑さ」による困難を挙げていた。

在留資格による制限・困難 (計=62 名)

	合計	難民認定	補完的保護措置	特定活動(12 カ月)	特定活動(6 カ月)	留学在留資格	配偶者	その他
労働時間に制限がある	7	0	0	0	1	4	0	2
従事できる仕事の種類に制限がある	5	0	2	0	3	0	0	0
一時的な日本出国ができない	5	0	0	0	4	0	0	1
自国に帰国できない	5	2	0	0	2	0	1	0
在留資格の定期更新に関し、困難を経験した / 懸念がある	6	0	1	1	3	0	0	1
住居の賃貸に関し、困難を経験した	3	2	0	0	0	0	0	1
困難や制限を経験したことがない	25	8	12	3	0	1	0	1
その他	5	1	0	2	1	0	0	1

在留資格に起因する制限については、全体の40%(25名)が「在留資格による制限を特に感じていない」と回答しており、そのうち12名は補完的保護を受けた者、8名は難民認定を受けた者であった。一方、在留期間が6カ月の「特定活動」在留資格を持つ者は、就労可能な職種の制限(3名)、6 カ月ごとの在留資格更新に伴う不安や心理的負担(3名)、出国の禁止(回答者の30%)といった困難を経験している。さらに、インタビューの中では、6 カ月ビザ保持者に限らず、1 年の「特定活動」在留資格を持つ者においても、「在留資格を理由に就職を拒否された」という声が複数あった。また「留学」の在留資格で在留する回答者のうち、5名中 4名が「就労時間の制限(週 28 時間以内)」により、経済的自立が非常に困難であると述べている。

支援の受給について

受給した経済的支援（計=60 名・複数回答あり）

	RHQ から	JAR から	政府から	日本財団から	支援を受給したが支給源は不明	支援を受けなかった	その他
アフガニスタン	4	0	0	0	0	8	2
ウクライナ	4	0	3	7	0	0	1
コンゴ民主共和国	8	6	1	1	0	0	0
シリア	0	0	1	0	0	2	0
エチオピア	1	2	1	0	0	0	0
カメルーン	3	2	0	0	0	0	0
その他	5	0	2	0	1	5	0
合計	25	10	8	8	1	15	3

全体の約 4 人に 1 人(15名)は、日本において何らかの経済的支援を受けることができなかったと回答しており、そのうち過半数(8名)はアフガニスタン出身者であり、5 名は難民認定を受けている者であった。一方で、支援を受けた回答者のうち、40%以上(25名)が難民支援本部(RHQ)からの支援を受けており、約 17%(10名)は JAR からの支援を受けていた。また、日本政府および日本財団から生活費補助を受けたとする回答者は、それぞれ 13%(8名)であった。

住居支援の利用状況（計=60 名・複数回答あり）

	JELA から	自治体から	支援を受けたが支給源は不明	支援を受けなかった	その他
アフガニスタン	0	2	0	10	1
ウクライナ	0	14	0	0	1
コンゴ民主共和国	0	0	0	5	4
シリア	0	0	0	3	0
エチオピア	0	0	0	3	0
カメルーン	0	0	0	3	0
その他	1	3	3	7	2
合計	1	19	3	31	8

調査参加者の半数(31名)は、住宅支援を一切受けていないと回答している。一方で、住宅支援を受けた者のうち 30%(19名)は、自治体から直接支援を受けており、こうした機会は主にウクライナからの避難者(14名)に提供されていたほか、アフガニスタン出身者 2名、スーダン、ウガンダ、ジョージア出身の回答者にも見られた。また、JAR から住宅支援を受けた者が 3名、RHQ から 2名、公益財団法人 JERA(2024 年 4 月～)から 1名の支援例も確認された。

言語学習と統合コースに対する支援（計=61 名・複数回答あり）

	RHQから援助の受給	政府提供のコースの受講	語学学校費を日本財団が負担	学校独自で展開された無償の語学学校の受講	支援を受けたが、支給源は不明	支援を受けなかったが、自費で語学学校・コースを受講	支援を受けず、語学学校・コースを受講しなかった	その他
アフガニスタン	6	1	0	1	0	1	5	2
ウクライナ	4	5	0	7	1	0	1	2
コンゴ民主共和国	1	2	1	1	0	0	0	4
シリア	0	0	1	0	0	0	1	1
エチオピア	0	0	0	1	0	0	1	1
カメルーン	3	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	2	1	1	5	4
合計	16	8	2	12	2	2	13	14

全体の約 4 人に 1 人(15名)は、日本語学習に関するいかなる支援も受けていないと回答している。これに対し、ほぼ同数の回答者(16名)は RHQ から日本語学習の支援を受けており、約 20%(12名)は教育機関の自主的な取り組みにより日本語学校で無償で学ぶ機会を得ていた。また、約 13%(8名)は国の日本語教育プログラムを受講していた。そのほか、日本財団、WELgee、特定非営利活動法人 Living in Peace、大学などから日本語学習支援を受けた事例も確認されている。

雇用支援（計=61 名・複数回答あり）

	ハローワークから	WELgee から	JARから	支援を受けたが、支給源は不明	支援を受けなかった	その他
アフガニスタン	3	7	0	1	5	1
ウクライナ	7	6	0	0	4	3
コンゴ民主共和国	4	4	3	0	2	1
シリア	0	3	0	0	0	0
エチオピア	0	3	0	0	0	0
カメルーン	1	2	1	0	0	0
その他	5	10	1	0	2	5
合計	20	35	5	1	13	10

調査参加者のうち、約 57%(35 名)が WELgee から就労支援を受けたと回答している。加えて、30%以上(19 名)はハローワーク、JAR(各 5 名)、パスウェイズ・ジャパン、自治体などの支援を通じて就労に至っている。

健康保険料に対する支援（計 =58 名・複数回答あり）

	政府から	支援を受けなかった	その他
アフガニスタン	6	8	0
ウクライナ	6	7	1
コンゴ民主共和国	3	3	0
シリア	0	3	0
エチオピア	2	1	0
カメルーン	0	3	0
その他	9	5	2
合計	26	30	3

回答者の約半数（30名）は健康保険料の支援を受けていないと回答した一方で、約45%（26名）は自治体からその支援を受けていた。また、上記のような支援に加え、一部の調査参加者は法的支援、人道的支援、心理的支援なども提供されていた。

現在も受け続けている支援（計=60 名）

	継続中	一部継続中	既に終了	不要であったため、申請しなかった	支援を受けなかった	その他
アフガニスタン	1	0	3	0	8	2
ウクライナ	4	8	2	0	0	1
コンゴ民主共和国	2	1	3	0	1	1
シリア	0	0	0	0	3	0
エチオピア	1	0	1	1	0	0
カメルーン	0	0	3	0	0	0
その他	4	1	2	1	4	2
合計	12	10	14	2	16	6

全体の 35%超（22名）の回答者は、現在も支援を全面的または一部受け続けており、その多くはウクライナからの避難者（12名）であった。一方で、調査参加者の半数はすでに支援が終了している（23%、14名）、あるいはそもそも支援を受けたことがない（27%、16名）と回答している。

支援の充実度（計=60 名）

	1 大変充実している	2	3	4	5 重大に不足している
アフガニスタン	1	1	1	3	8
ウクライナ	7	1	3	4	0
コンゴ民主共和国	2	1	4	1	0
シリア	0	0	2	0	1
エチオピア	1	0	2	0	0
カメルーン	0	2	0	0	1
その他	3	0	4	4	3
合計	14	5	16	12	13

全体として、約 23%(14名)の回答者が、受けた支援を「十分である」として最高評価を付けており、その半数はウクライナからの避難者であった。一方で、ほぼ同数の回答者(21%、13名)は支援を「まったく不十分」として最低評価を付けており、その多くはアフガニスタン出身者であった。また、調査参加者の多く(約 27%、16名)は、支援を「平均的」と評価している。

現在必要な支援（計=62 名・複数回答あり）

	雇用	在留資格の変更	統合コースや言語学習の機会	経済的支援	住居支援	日本人との交流機会やイベント	情報や翻訳	支援は不要	その他
アフガニスタン	11	5	12	7	5	6	5	0	2
ウクライナ	9	0	5	6	5	5	3	1	0
コンゴ民主共和国	6	6	5	3	2	3	1	0	0
シリア	2	1	0	2	1	0	0	0	0
エチオピア	1	0	2	0	1	1	0	0	0
カメルーン	2	3	3	3	2	2	1	0	0
その他	12	10	5	4	3	7	2	0	1
合計	43 69.4%	25 40.3%	32 51.6%	25 40.3%	19 30.6%	24 38.7%	12 19.4%	1 1.6%	3 4.8%

国籍や現在の在留資格によって、回答者が必要とする具体的な支援内容には一定の差が見られる。特に、全体の約 40%(24名)は「在留資格の変更に関する支援が不足している」と回答している。ただし、調査対象者数に国ごとの偏りがあるため、どの国の避難民がこの問題に最も懸念を抱いているかを明確に比較するのは困難である。一方で、ウクライナからの避難者はこの項目を選択した者が一人もおらず、ほぼ全員が補完的保護の在留資格を取得しているか、すでに申請中で結果を待っていることから、当該支援に対する不安は比較的少ないことが示唆される。

一方で、最も多くの回答者(約 70%、43名)が「就職支援を必要としている」と回答しており、これは出身国を問わず共通するニーズである。また、半数以上(32名)が「日本語学習および統合プログラムの支援」を求めており、約 40%(24名)は「日本人との交流機会を希望している」と回答した。さらに、同様に約 40%(25名)が「経済的支援」を必要としていると述べており、30%(19 名)は「住宅支援」を、20%(12名)は「情報提供や翻訳支援」を希望している。「その他」の回答には、アフガニスタン出身者からの「弁護士の支援」や「家族の避難支援」を求める声なども含まれていた。

日本における生活上の課題と不安

日本に移る際に経験した困難（計=59 名・複数回答あり）

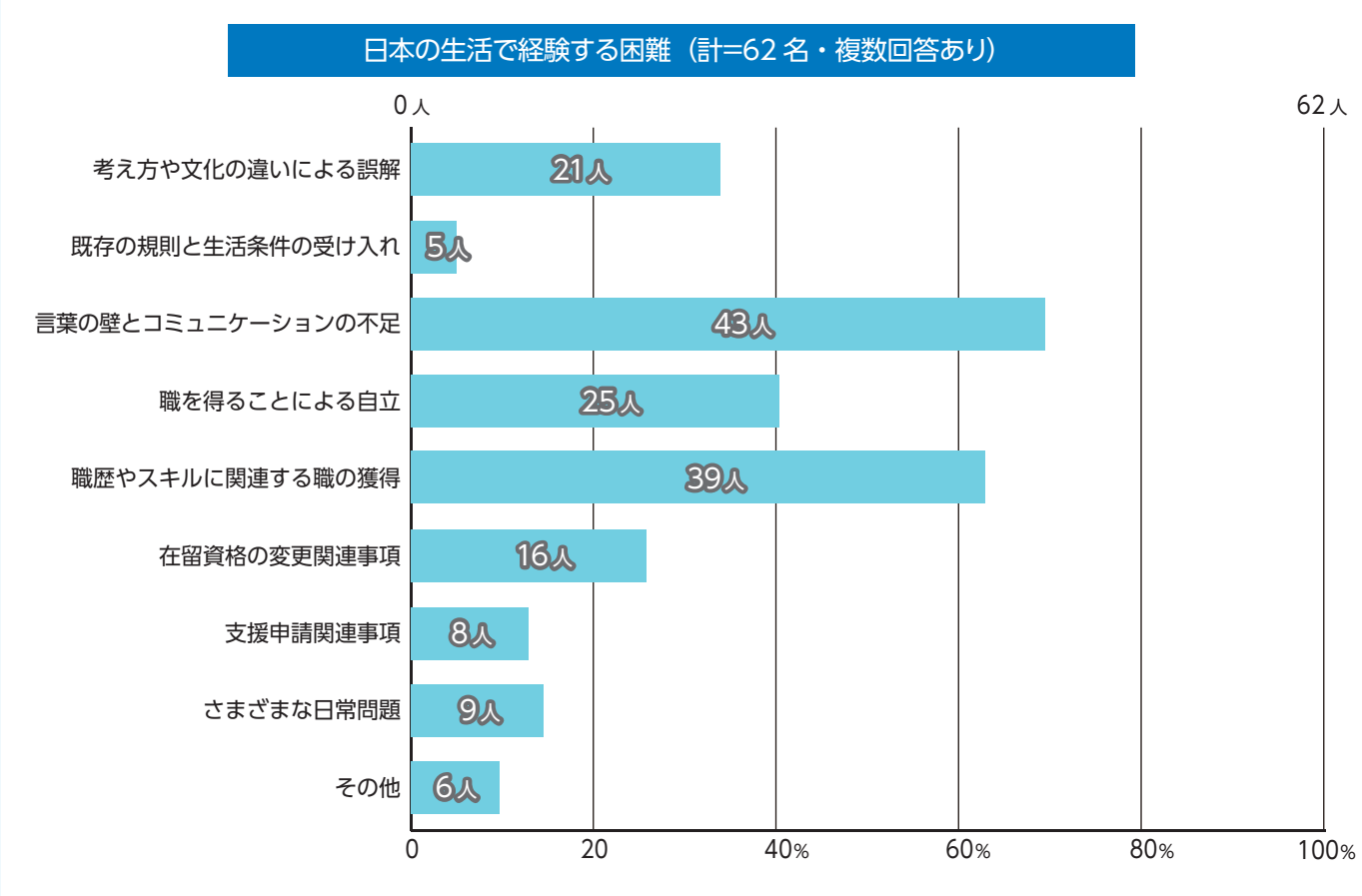
	既存の政府支援により、困難はなかった	親族や友人などの支援により、困難はなかった	政府の支援不足で、困難が生じた	入国に対し、困難が生じた	在留資格や支援等の取得に対し、困難が生じた	その他
アフガニスタン	5	2	4	0	1	4
ウクライナ	11	4	0	0	1	1
コンゴ民主共和国	1	0	1	1	7	1
シリア	1	1	0	0	0	1
エチオピア	2	0	0	0	1	1
カメルーン	1	0	1	0	2	0
その他	2	3	3	1	7	2
合計	23 39.0%	10 16.9%	9 15.3%	2 3.4%	19 32.2%	10 16.9%

日本への移動に際し、約 40%(23名)の回答者は「政府の支援により特に困難を経験しなかった」と回答しており、この回答は主にウクライナからの避難者(11名)によって選ばれていた。一方で、 全体の 30%超(19名)は「在留資格の取得や支援の受給に関する困難」を経験しており、この傾向はコンゴ民主共和国出身者に最も多く見られた。また、約 17%(10名)は「親族や友人からの支援によって困難はなかった」としており、その他には大学、独立行政法人国際協力機構(JICA)などの支援によりスムーズに日本へ移動できたという回答も見受けられた。

今後の日本居住に対する最大懸念事項（計=62 名）

	居住の安定化のための在留資格の変更	労働時間拡大のための在留資格の変更	雇用と自己実現	支援終了による出費の自己負担能力の獲得	言語習得とコミュニケーションでの困難の克服	その他
アフガニスタン	2	1	9	0	2	1
ウクライナ	3	0	7	2	2	1
コンゴ民主共和国	6	0	3	0	0	0
シリア	0	0	3	0	0	0
エチオピア	1	0	2	0	0	0
カメルーン	1	0	2	0	0	0
その他	7	1	3	0	0	3
合計	20 32.3%	2 3.2%	29 46.8%	2 3.2%	4 6.5%	5 8.1%

調査参加者全体のほぼ半数(47%、29名)は、日本での今後の在留において「就労および自己実現」が最も大きな懸念事項であると回答している。一方で、約 35%(22名)は「在留資格に関する問題」に最も不安を感じており、そのほとんどが長期在留資格を有していない回答者であった。

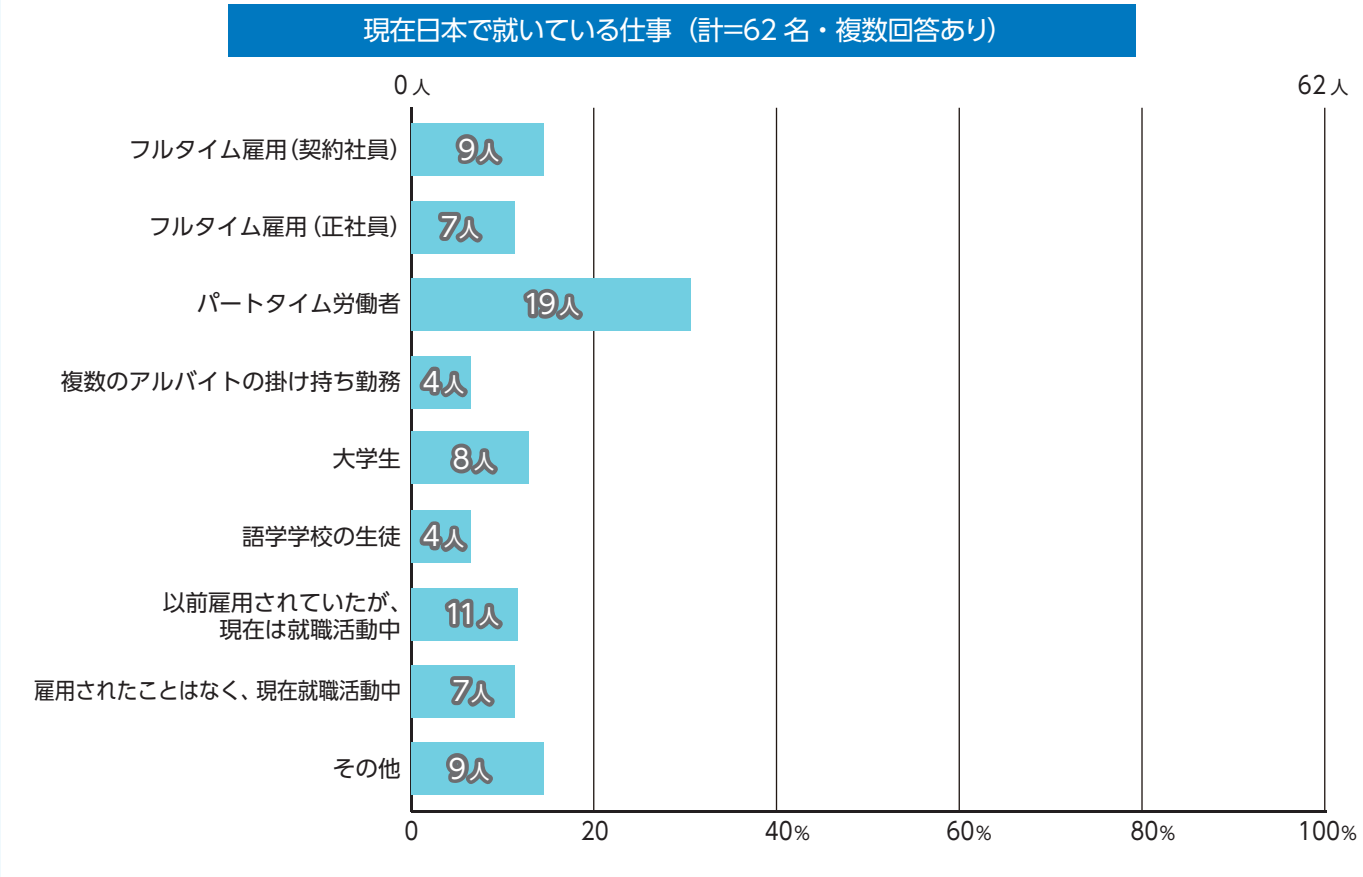


日本での生活において、約 70%(43名)の回答者が「言語的な困難および全般的なコミュニケーション不足」を経験している。また、約 63%(39名)は「自分の専門分野やスキルに関連した仕事を見つけることが困難」と回答しており、さらに 40%(25名)は「自立可能な収入を得られる仕事を見つけるのが難しい」と述べている。

このような状況を踏まえると、「専門的なスキルに見合った職業に就くこと」と「生活に必要な費用を賄える収入を得ること」が、すべての回答者に共通する最も深刻な懸念事項であるといえる。

就労問題に加え、約 35%(21名)の回答者が「考え方や文化の違いによる誤解」を経験しており、これは出身国に関係なく共通して見られる傾向である。さらに、ムスリムの調査参加者からは、「宗教的な食事制限への対応」や「モスクの数が限られていること」に起因する困難があるとの指摘もあった。

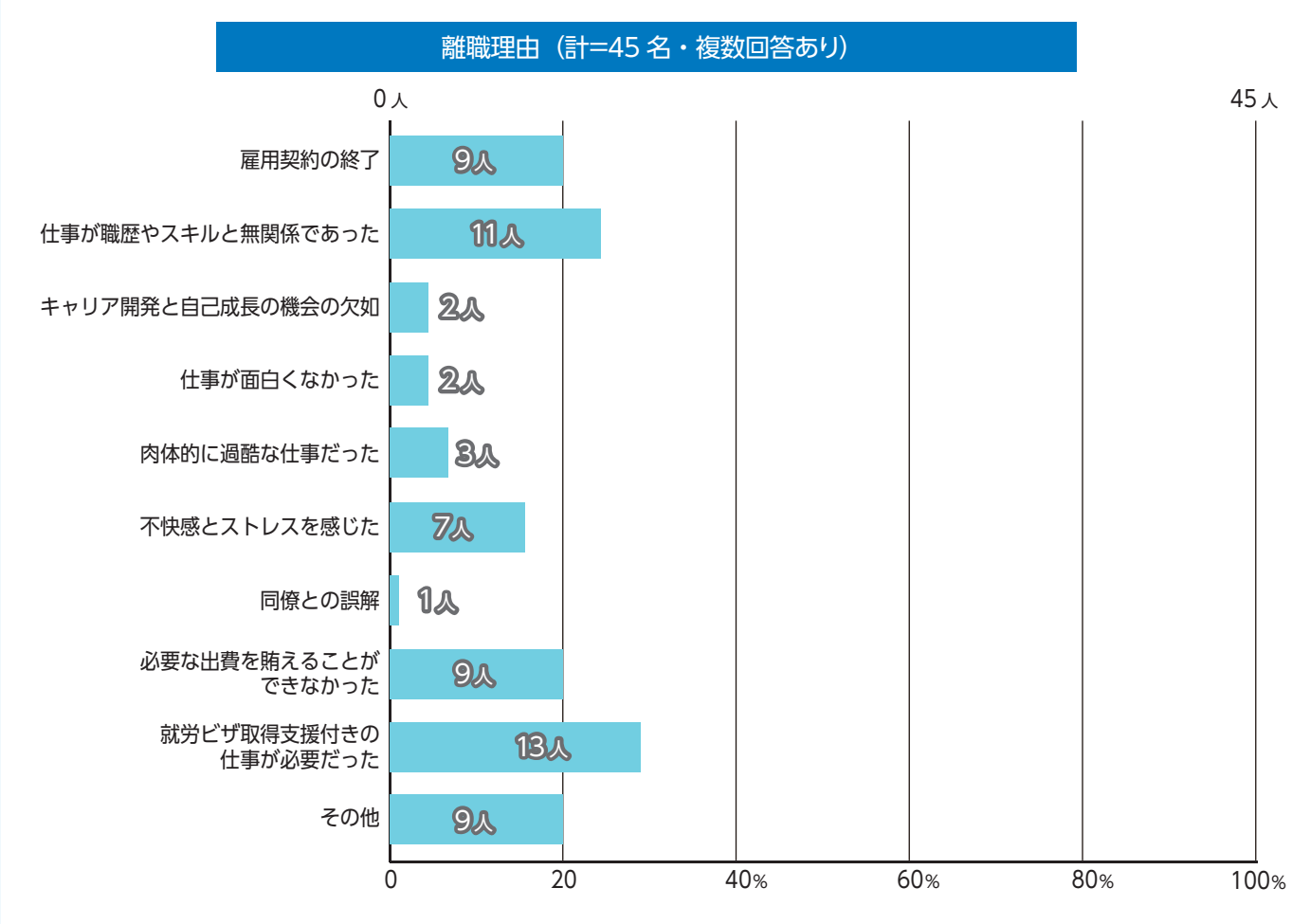
職業と就労の実態



調査回答者の約 37%（23名）はアルバイトとして就労しており、中には 2 つのパートタイムの仕事を掛け持ちしている者もいる。一方で、フルタイムで就労している参加者は全体のわずか 15%（9名）にとどまり、正規就労されている者は 11%（7名）とさらに少数であった。

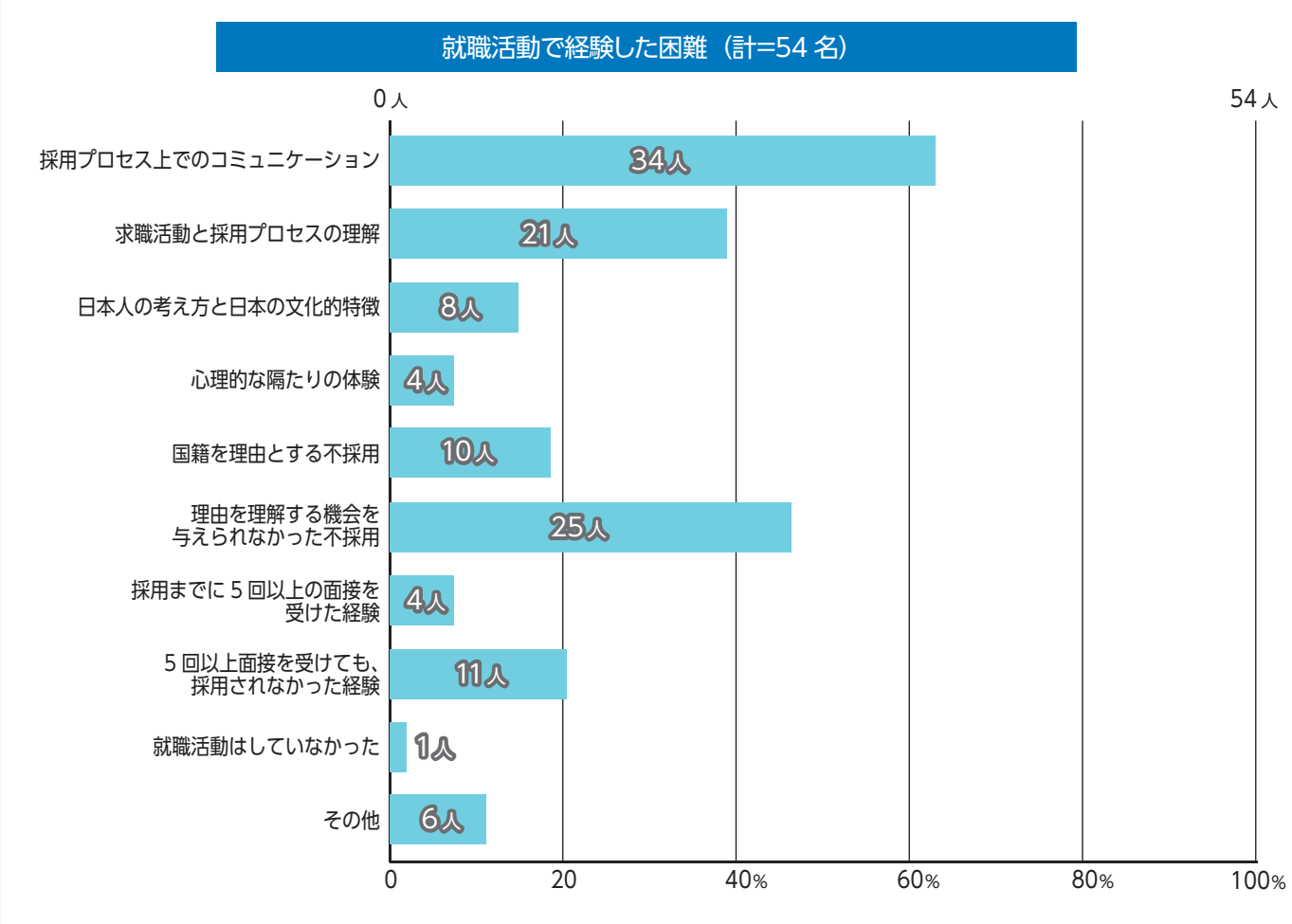
フルタイムで就労している回答者のうち、「特定活動」6 カ月ビザを所持しているのはわずか 2 名であり、これはこの在留資格によって就職活動において追加的な困難が生じている可能性を示唆している。また、約 18%（11 名）は過去に就労経験があるものの、現在は新たな職を探していると回答している。さらに、ごく一部の参加者は、海外企業のためにリモートで働いているか、フリーランスとして活動している。

全体として、現在就労している回答者の多くは、教育分野（14%、7 名）、テクノロジー／ IT 分野（14%、7名）、カスタマーサービス（10%、5名）、営業（10%、5名）、マーケティング（8%、4名）、建設業（8%、4名）、輸送・物流（8%、4名）、エンジニアリング（8%、4名）などの分野に従事していた。

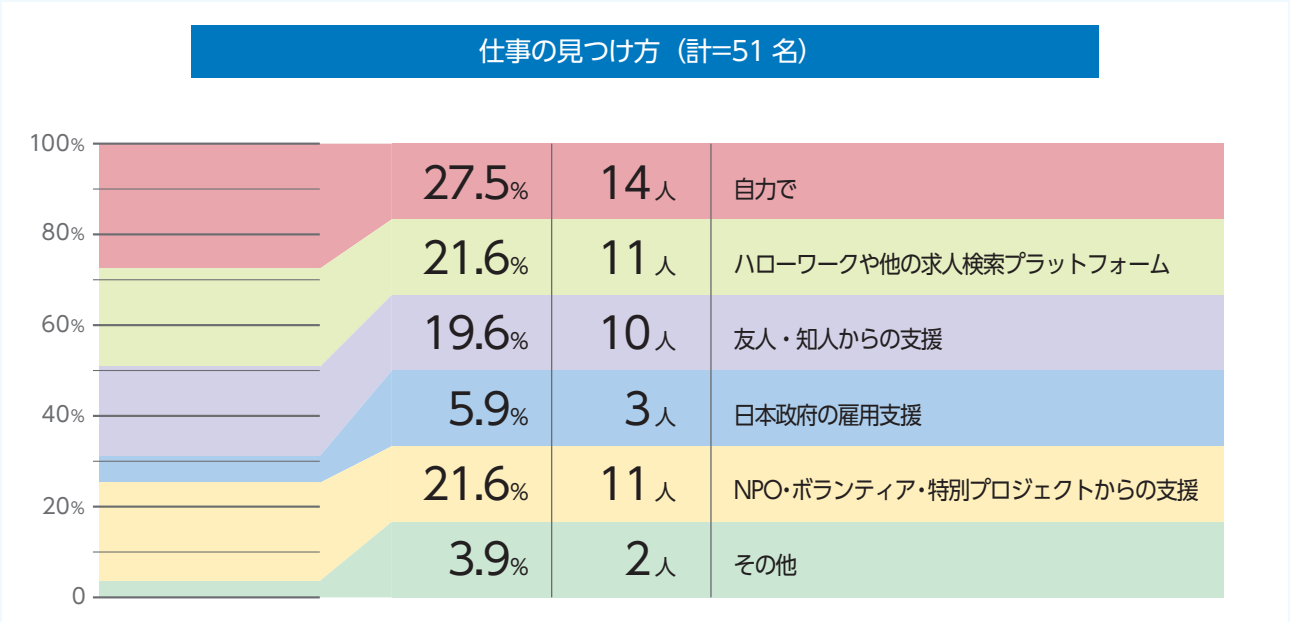


自主的に離職した避難民の多くにとって、その主な理由は「在留資格に関する支援を勤務先から得られなかったこと」（約30%、13名）であり、そのうちの多く（9名）は現在も6カ月の「特定活動」在留資格で日本に在留している。同様に、約30%（14名）の回答者は「職務内容が自身の専門やスキルと関連していなかった」あるいは「キャリアの発展や自己成長の機会が得られなかった」ことを理由に離職している。

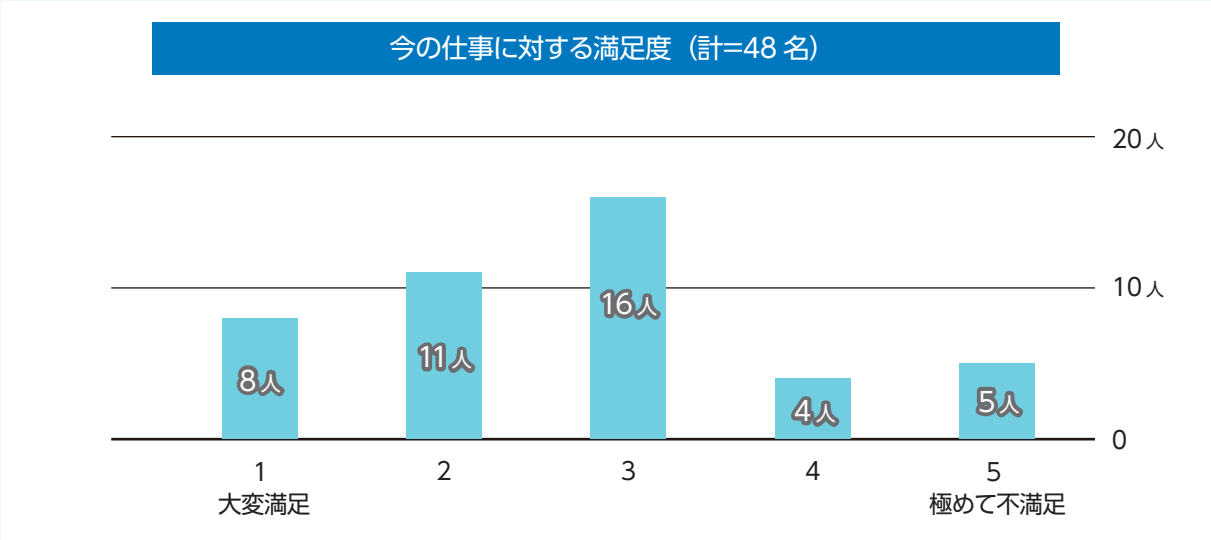
さらに、全体の20%（9名）は「必要な生活費を賄えなかったこと」が離職の理由であり、同数の回答者は「契約期間の終了」により就労が終了したと述べている。また、15%（7名）は「勤務中に感じた不快感やストレス」が離職に影響したと回答している。ただし、多くの場合、離職の理由は一つに限定されるものではなく、複数の要因が重なっていたことも付記すべきである。



就職活動において、60%超(34名)の回答者が「コミュニケーション上の困難」を経験し、約 40%(21名)は「就職活動や採用プロセスそのものの理解に困難を感じた」と回答している。また、45%超(25名)は「理由を明示されないまま不採用となった経験」があり、約18%(10名)は「国籍を理由に採用を拒否された」と述べており、これはアフガニスタン(5名)、シリア(2名)、スーダン、コンゴ民主共和国、ウガンダの出身者から報告されている。さらに一部の回答者からは、「非熟練職であっても求められる条件が非常に高い」「英語で働ける機会が限られている」といった指摘もあった。

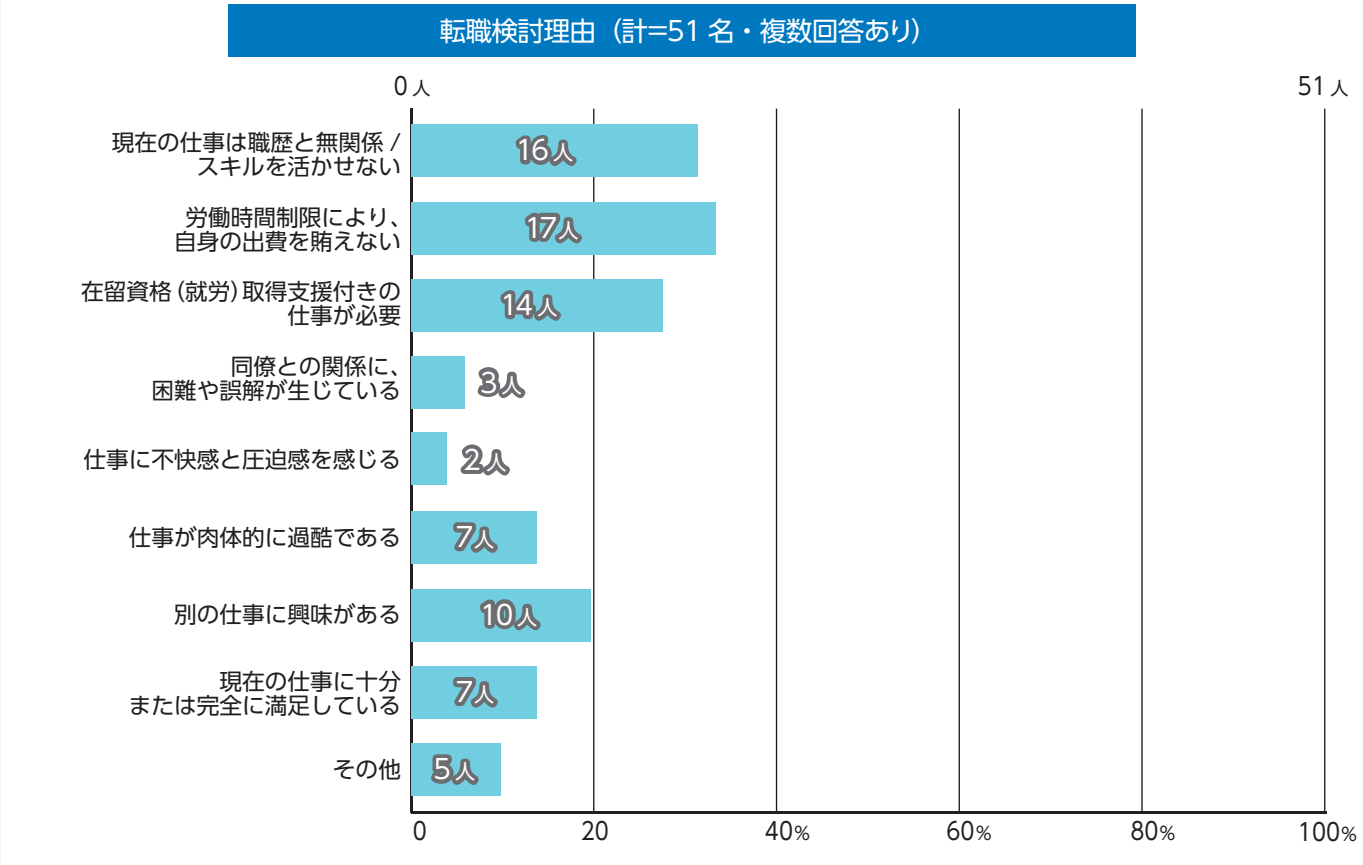


就職に至った経路については、約 4 人に 1 人(14名)が「自力で職を見つけた」と回答しており、それに続く 23%(12名)は、NPO やボランティア、特別プロジェクト(例：WELgee のメンタープログラムなど)の支援を通じて就職したと述べている。同様に、ハローワークを含む各種求人サイトを活用して職を得た回答者は約 22%(11名)であり、また約 20%(10名)は、友人や知人などの紹介によって就職できたと回答している。

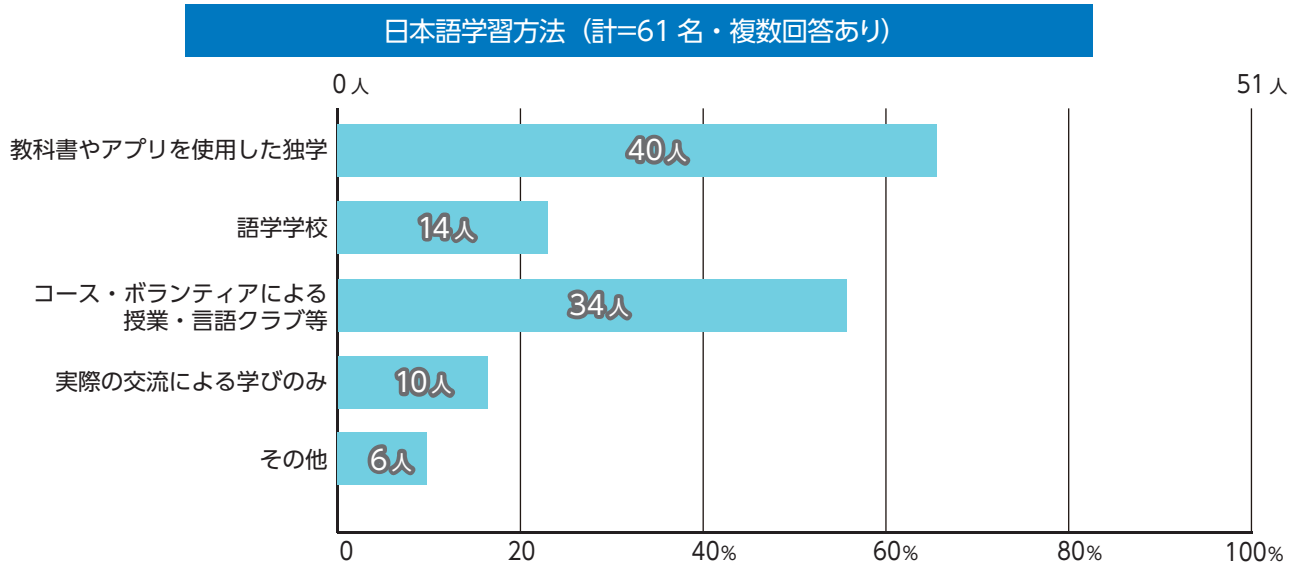


調査実施時点において、約3分の1(16名)の回答者が「現在の仕事に対して平均的な満足度である」と回答し、約15%(7名)は「不満がある」と述べている。全体として、半数以上(35名)の参加者が現在「転職を計画中またはすでに就職活動中」であり、さらに約 6 人に 1 人が「仕事を変えることを検討している」と回答している。

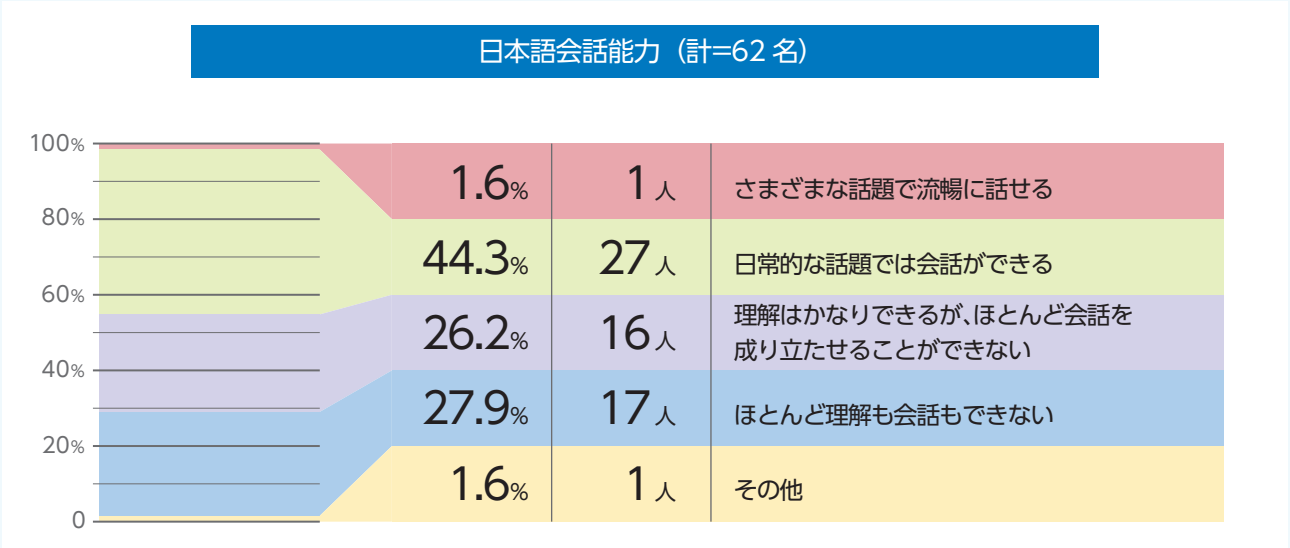
前述のとおり、転職を希望または検討している主な理由として最も多く挙げられたのは、「勤務時間の制限により生活費を十分に賄えないこと」(33%、17名)であり、次いで「現在の仕事が自身の専門分野やスキルと関連していないこと」(31%、16名)、「在留資格の取得支援が得られる職場を見つける必要があること」(27%、14名)などが続いている。また一部の回答者からは、「語学力の高さや関連分野での十分な経験が求められるため、現状では転職が困難である」との声も寄せられている。



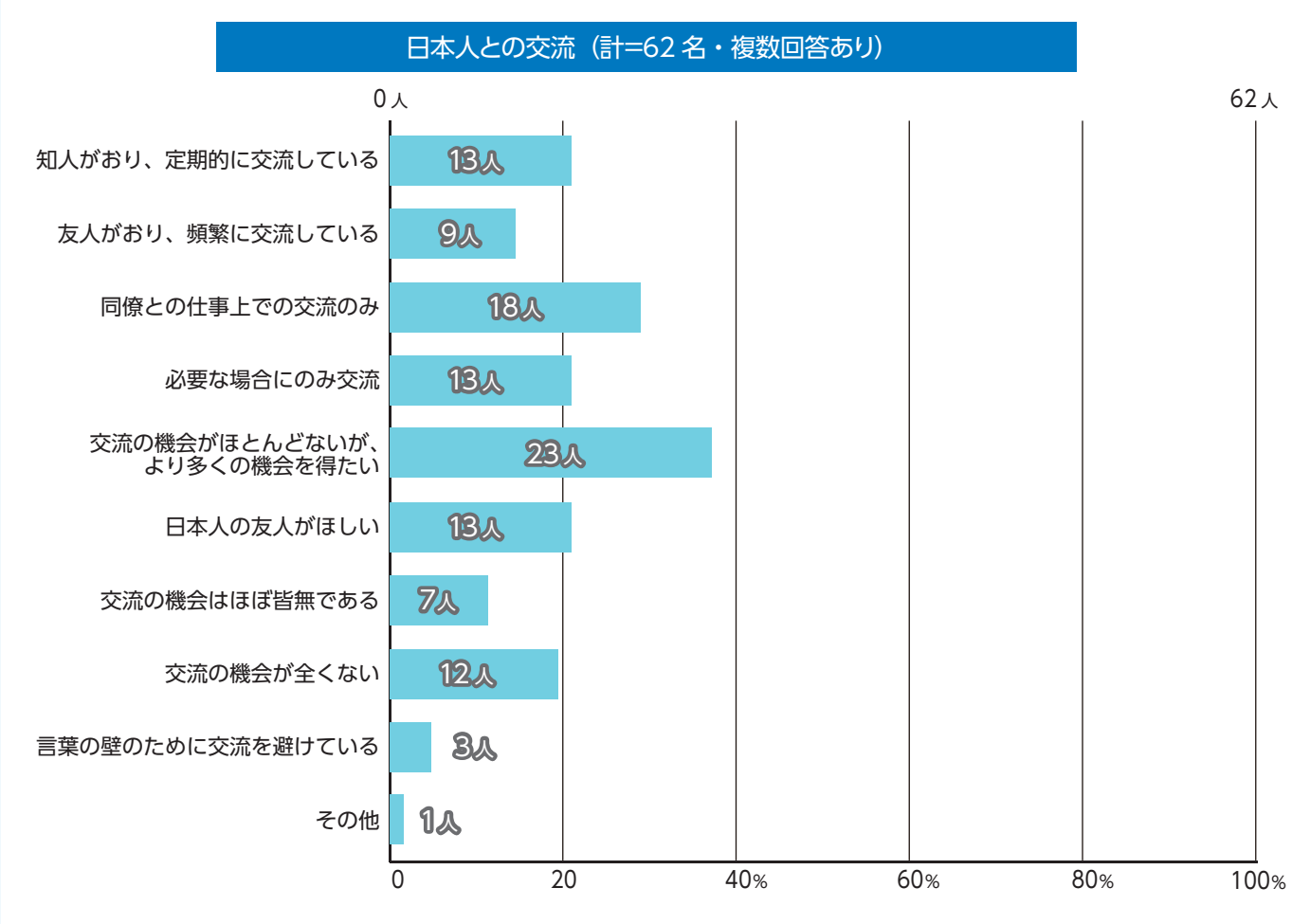
日本語学習とコミュニケーション



日本語学習において、多くの回答者は複数の方法を併用している。具体的には、65%(40名)が「独学で日本語を学んでいる」と回答し、55%超(34名)は「ボランティアによる授業や講座に参加した経験がある」としている。また、約 4 人に 1 人(14名)が「語学学校に通った」と回答し、15%超(10名)は「日常の会話などを通じて日本語力を向上させている」と述べている。

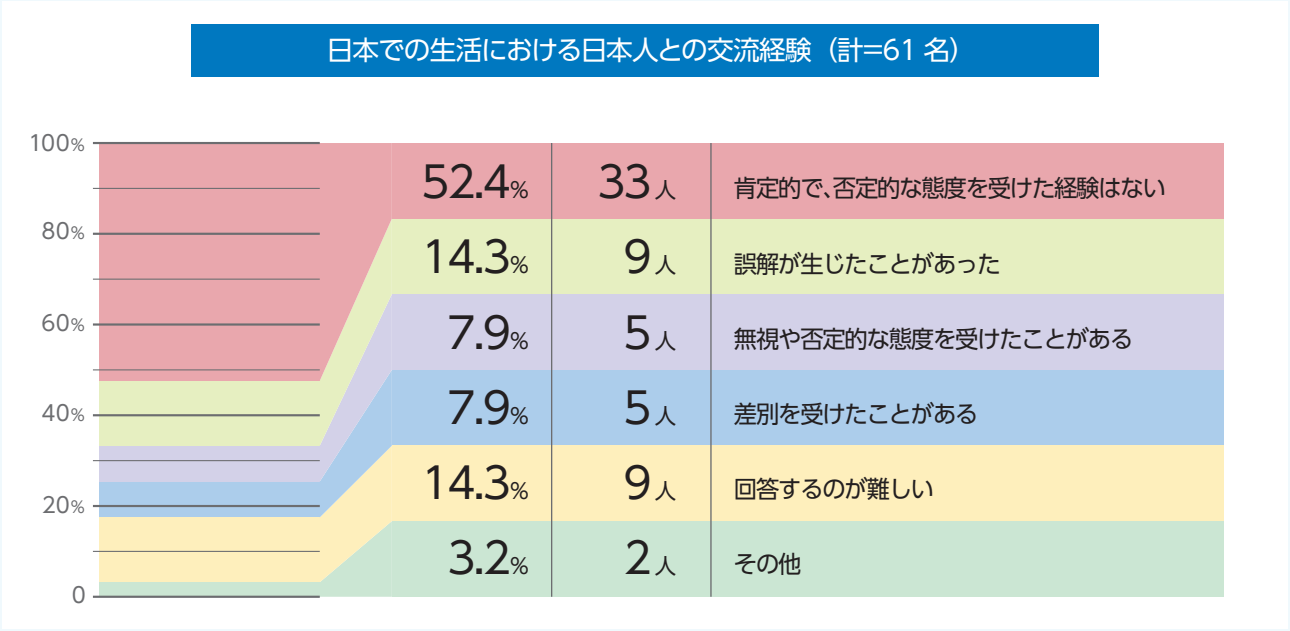


しかしながら、学習形式や日本での滞在期間に関わらず、ほぼすべての回答者が日本語の会話能力に困難を感じている。具体的には、約 45%(27名)が「日常的な話題であればある程度の会話が可能だが、話す際に制約を感じる」と回答している。また、約 4 人に 1 人(16名)は「かなりの内容を理解できるが、自分の考えをうまく表現するのが難しい」と述べている。さらに、ほぼ同数の 27%(17名)は「聞くことも話すことも両方に困難を感じている」と回答しており、そのうち 12名は来日してから 1 〜 3 年以内の比較的最近の避難民であった。

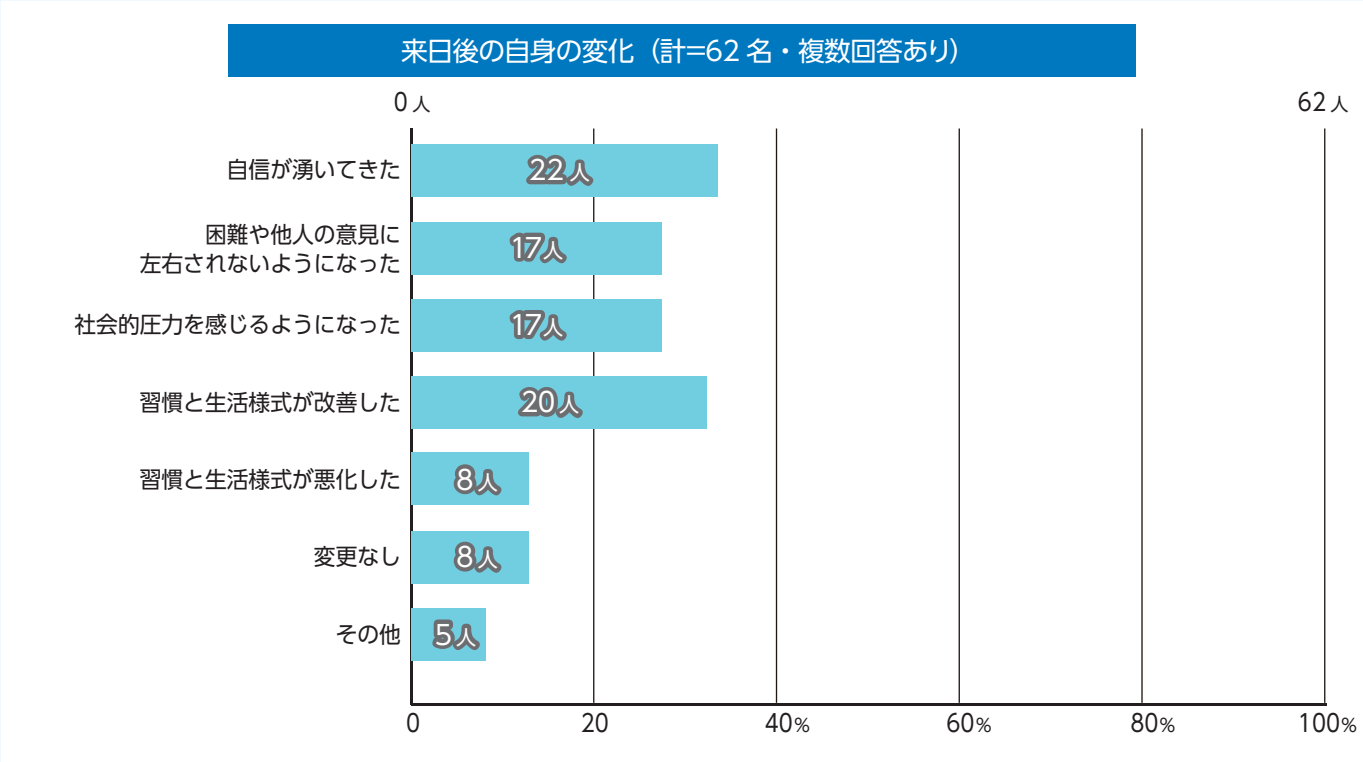


日本語に関する困難の背景には、多くの避難を強いられた人々にとって「日本語を実際に使って練習したり、日本人と交流したりする機会が限られていること」も大きく影響していると考えられる。全体として、約 37%（23名）の回答者が「日本人と交流する機会が非常に少ないが、もっと増やしたい」と述べており、また 20%（12 名）は「日本人と関わる機会そのものがない」と回答している。さらに、ほぼ同数の 13名は「日本人の友人を見つけたい」と希望している。

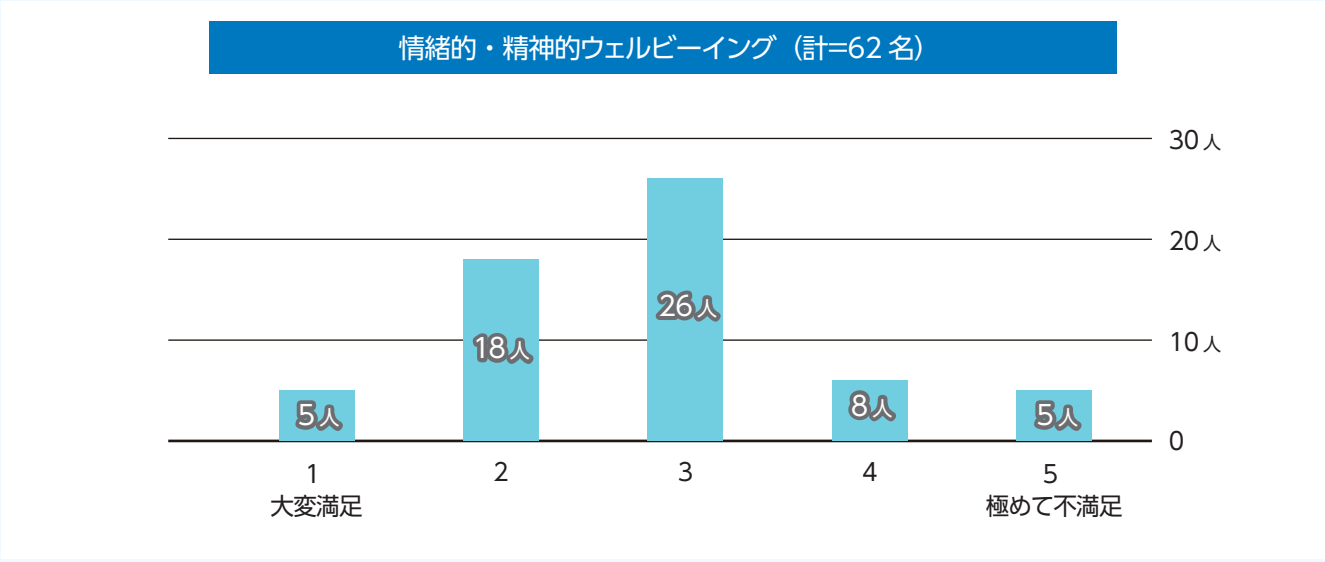
日本での生活経験とウェルビーイング

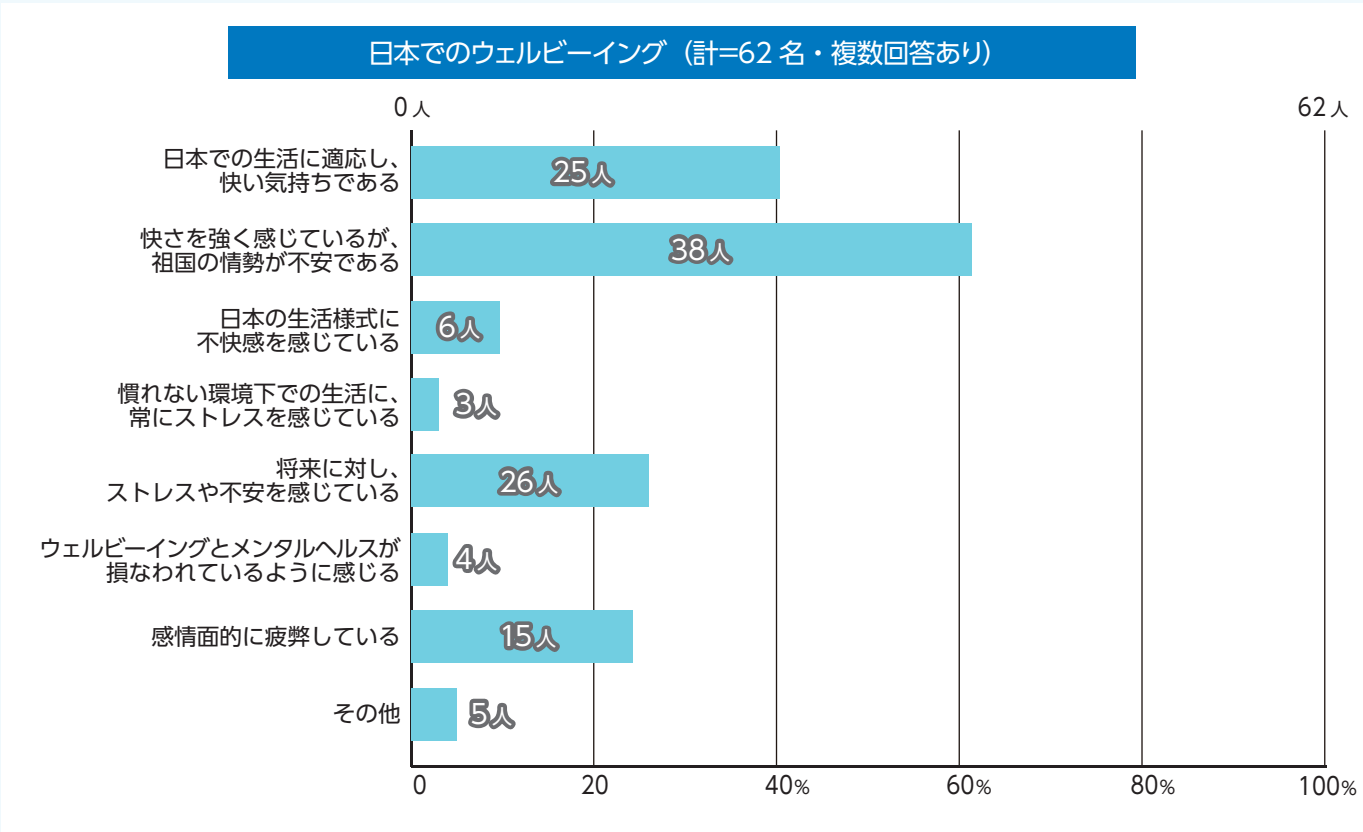


一般的に、日本での生活において、多くの回答者は日本人との交流において肯定的な経験をしている。約 55%(33名)が「自分に対して否定的な態度を受けたことはない」と回答している。一方で、約 14%(9名)は「誤解を受けた経験がある」と述べ、16%(10名)は「無視されたり、否定的な態度や差別を受けたりした」と回答しており、これらは主にシリア、ウガンダ、エチオピア、スーダン、カメルーン、ウクライナ、ジョージア出身の回答者によって指摘された。

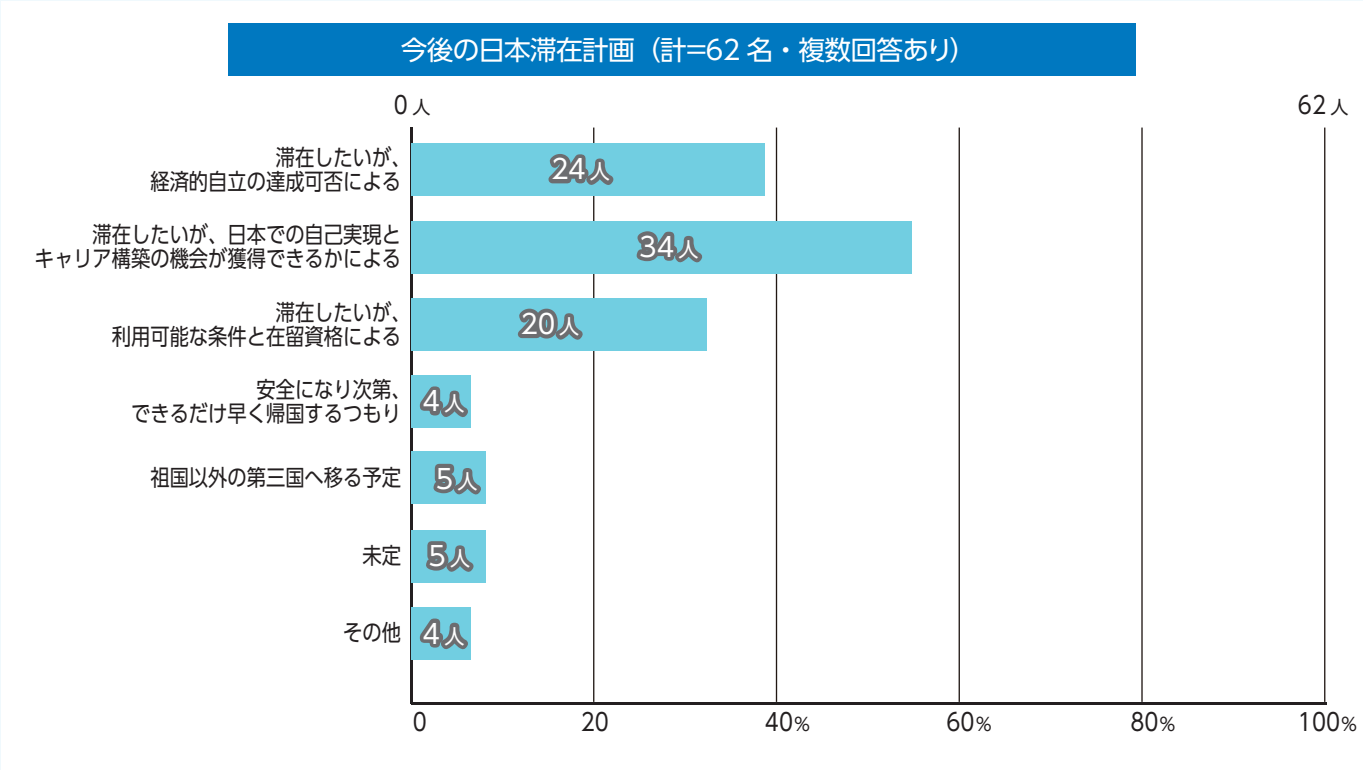


日本での生活を通じて、多くの避難民は自身の生活習慣や考え方に何らかの変化を感じている。特にポジティブな変化としては、35%(22名)が「自信を持てるようになった」と回答し、約 4 人に 1 人(17名)は「困難や他人の意見に対する不安が軽減された」と述べている。全体として、30%超(20 名)が「生活習慣やライフスタイルが改善された」と感じている一方で、15%未満(8名)は「ネガティブな変化があった」と回答している。加えて、25%超(17名)は「日本での生活を通じて社会的プレッシャーを感じるようになった」と答えており、その他にも「孤立感を抱くようになった」との回答も見られた。





それでもなお、全体として回答者の 40%超が「日本での生活における自らの感情的・精神的な健康状態を平均的なレベル」と評価している。多くの避難民は、自国の情勢に対する懸念を抱えつつも、日本での生活にある程度の快適さを感じている。一方で、40%超(26名)が「将来への不安やストレスを感じている」と回答し、約 4 人に 1 人(約 25%)は「情緒的な疲労を経験している」と述べている。



将来の計画に関して、調査参加者の大多数(87%、54名)は「今後も日本に滞在したい」と回答しているが、その意思は一定の状況や機会の有無に左右されると述べている。回答者は複数の選択肢を挙げており、最も多く選ばれた残留条件は「自己実現やキャリアの機会が日本にあること」(55%、34名)であった。加えて、約 40%(24名)が「経済的自立が可能かどうか」によって判断すると答え、さらに 30%超(20名)は「今後の在留資格の状況が判断の基準となる」と回答している。

日本に強制避難した人々の人道的状況と声

在留資格別 2024 年 12 月

	アフガニスタン人	ウクライナ人	シリア人	コンゴ民主共和国人	スーダン人	パレスチナ人
家族滞在	2692	96	222	93	94	16
技術・人文知識・国際業務	1598	217	116	26	36	9
定住者	693	1653	545	75	31	11
経営・管理	446	7	17	2	5	0
特定活動	374	588	399	260	73	12
永住者	309	997	75	139	56	23
文化活動	4	7	1	4	0	0
日本人の配偶者等	33	236	36	36	35	9
留学	105	240	107	99	50	18
その他	148	502	193	150	90	29
計	6,402	4,543	1,711	884	470	127

本調査では、紛争により母国から避難を強いられた人々が、日本での生活経験や個人的なストーリーを共有した。対象となったのは、アフガニスタン出身の女性 1名、ウクライナ出身の女性 3名、シリア出身の男性 3名、コンゴ民主共和国出身の男性 2名、スーダン出身の女性 1名、パレスチナ出身の男性 1 名である。彼らは、日本における生活環境や個々の状況、特に在留資格の違いにより、共通する課題と個別の課題の両方を抱えている。

本調査の回答者の出身国における日本在住者数は、国によって大きく異なっている。

2024 年 12 月時点において、日本に最も多く在住しているのはアフガニスタン出身者(6,402人)であり、最も少ないのはパレスチナ出身者(127人)である。また、彼らの在留資格は多様であり、来日前の状況や来日時期を含むさまざまな背景や事情により、大きく異なっている。

一方で、国別に共通する傾向も見受けられる。以下では、これらの国々における人道的状況、各国出身の避難を強いられた人々に多く見られる在留資格の種類、そしてそれぞれの国から避難してきた人々の実際の声を順に紹介する。



アフガニスタン(中央アジア南部)

日本に在留しているアフガニスタン人(2024 年 12 月時点 [29])

6,402 人　4,179 人　2,223 人

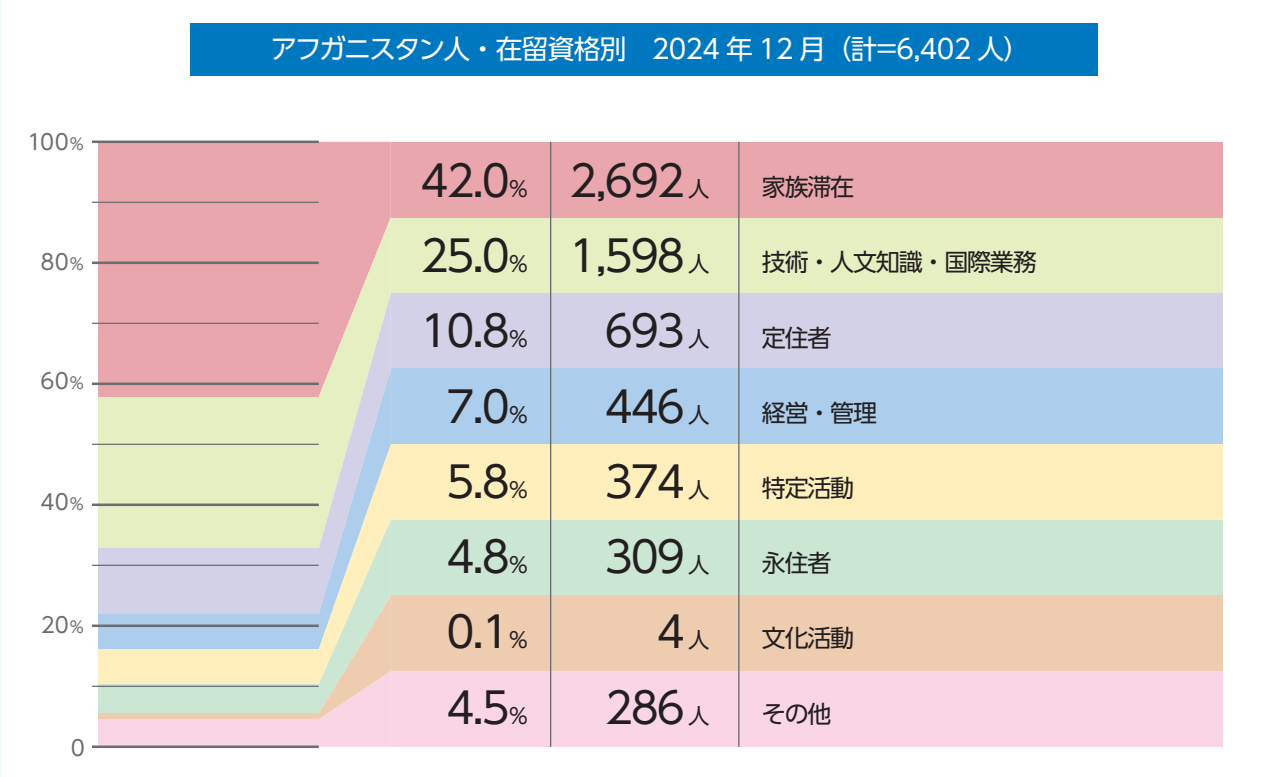
アフガニスタンにおける内戦は 1973 年に始まり、断続的に続いてきた。2021 年 8 月にタリバン政権が再び権力を掌握したことにより、世界中で新たに大規模なアフガン難民の流出が発生した。さらに、壊滅的な地震が人道状況を著しく悪化させ、現在アフガニスタン国内では約 2,300 万人が人道支援を必要としている状況にある[30]。加えて、2024 年時点でアフガン難民(難民に準ずる状況にある人々を含む)は 600 万人を超え、強制的に移動を強いられた人々の総数は 1,060 万人以上に達している [31]。

政権の交代により、政府や公的機関で働いていた多くのアフガニスタン人が迫害の危険に晒されることとなり、これは難民認定の根拠となり得る状況である。加えて、同国に根強く存在する家父長制文化は、女性に対する差別を深刻化させ、危機下で彼女たちを特に脆弱な立場に追いやっている。女性の権利や自由は多くの分野において極めて制限されており、移動の自由、教育、就労、各種サービスや生計手段へのアクセスなどが著しく制限または完全に無視されている。人道的危機はさらに経済の大幅な悪化、貧困の急増、栄養不良、そして国家の公衆衛生制度の深刻な崩壊を招いており、多くの子どもたちが極めて困難な状況に置かれている [32]。

この複雑な状況下で、イランおよびパキスタンはアフガニスタンからの移民を最も多く受け入れており、その数は 500 万人を超える [33]。一方、日本はタリバンの全土掌握以前にアフガニスタンと友好関係にあったこと、海外と関わりをもった人物がタリバンにとって標的となったことから、元日本大使館従事者・元 JICA 職員・元国費留学生、ならびにその家族を中心にアフガン難民の受け入れを行っている。日本政府は、アフガニスタンにおける日本大使館職員およびその家族の避難を組織し、これらの人々は迅速な手続きにより難民認定を受けることができた[34]。元 JICA 職員も遅れて、2023 年 7 月に初めて一斉認定が行われた。2021 年から 2024 年の間に日本で難民として認定されたアフガニスタン人は合計 495 人にのぼり、これは日本における難民受け入れ実績として極めて高い数値である[35]。

2024 年時点で、日本に在留しているアフガニスタン人は 6,402 人であり、その大多数(42%、2,692 人)は「家族滞在」の在留資格で生活している。このことは、彼らが家族と共に来日したか、あるいはすでに日本に在留している家族と合流するために来日したことを意味し、少なくとも 1 名の家族が親族を呼び寄せ可能な在留資格を有していることを示している [36]。
また、アフガニスタン人の約 4 人に 1 人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で日本に滞在しており、これは特定の分野で専門的な職業に就いていることを意味する [37]。

29：「国籍・地域別　年齢(5歳階級)・性別　総在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
30：UNHCR「EMERGENCY APPEAL Afghanistan emergency」https://www.unhcr.org/emergencies/afghanistan-emergency
31：UNHCR「Global overview. Refugees (including people in a refugee-like situation」https://www.unhcr.org/refugee-statistics/data-summaries
32：OCHA「Afghanistan Humanitarian Needs Overview 2023 (January 2023)」https://reliefweb.int/report/afghanistan/afghanistan-humanitarian-needs-overview-2023-january-2023
33：UNHCR「Afghanistan Situation/Operational Data Portal」Situation Afghanistan situation
34：THE ASAHI SHIMBUN「Japan grants refugee status to 98 people fleeing Afghanistan」https://www.asahi.com/ajw/articles/14702119
35：出入国在留管理庁「令和6年における難民認定者数等について。表8：国籍別難民認定者数の推移」https://www.moj.go.jp/isa/content/001434935.pdf
36：出入国在留管理庁「在留資格「家族滞在」https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html
37：出入国在留管理庁「在留資格「技術・人文知識・国際業務」https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html



さらに、日本に在留するアフガニスタン人のおよそ 10 人に 1 人（693 人）は「定住者」の在留資格を有しており、この中には難民として認定された者も含まれる[38]。また、全体の 6%（374 人）は「特定活動」の在留資格で生活しており、この資格ではビザの種類に応じて 3 カ月から 1 年の滞在が許可されている[39,40]。

日本に在留するアフガニスタン出身の避難を強いられた人々たちは、言語、文化、就労、在留資格など、さまざまな困難に直面している。こうした状況における具体的な課題や必要とされる支援の内容を把握するため、今回は難民として認定され「定住者」の在留資格を取得しているアフガニスタン人女性 1 名にインタビューを実施した。

来日したアフガニスタン人の物語



Malalai（マラライ、仮名）　女性　30 代

2021 年に来日し、現在は夫および子どもたちと共に生活している。経営学修士（MBA）を取得しており、アフガニスタンでは国際機関や政府関連機関の管理業務に従事していた。
現在は、家庭用品を扱う企業において、パートタイムのリモートワークとして就労中である。
難民認定を受け、「定住者」の在留資格を有している。

アフガニスタンにおける政府の危険な状況により、Malalai は家族や他の同僚とともに、日本政府によって日本へ避難させられた。今回のケースは例外的なケースとしてであったため、来日後に基本的な支援を受け、難民認定申請の提出から 1 カ月後に正式に難民として認定された。Malalai は日本語を話すことはできなかったが、勤務経験を通じて日本文化にはある程度なじみがあった。しかし、日本に到着後、一般の日本人と接する中で、コミュニケーションや生活様式に大きな違いがあることに気づいたという。

日本での生活の開始

来日時、Malalai とその家族のために事前に住居が用意されており、数カ月間その住居で生活することが認められていた。難民認定のための書類準備および申請手続きについては、日本の外務省から支援を受けた。認定が下りた後は、RHQ から

38：出入国在留管理庁「在留資格「定住者」」https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/longtermresident.html
39：出入国在留管理庁「在留資格「特定活動」」https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities.html
40：「国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0

生活費支援や日本語教育の講座を受けることができた。また、以前から日本に在留していたアフガニスタン人の家族からも、各種書類手続きや住居探しに関する支援を受けることができたという。

それでも、Malalai と夫にとっては、言葉が通じない異国の地で適応し、仕事を見つけることは非常に困難であった。特にMalalai にとっては、その時期に妊娠および出産を経験したため、日本社会に適応し統合していくことが一層難しかったという。就職活動を一時的に見送らざるを得なかったが、その間も時間を無駄にしないようリモートで日本語の学習に取り組んだものの、当時の状況下では非常に厳しかったと語っている。

就労とキャリア開発に関する問題

Malalai は、プログラムおよびプロジェクト・マネージャーとして豊富な経験を有しており、加えて国際機関や政府関連機関での勤務経験もある。こうした経歴と、日本のビジネスマナーにある程度精通していることを踏まえ、本人は日本においても関連分野でのキャリアを継続することを強く希望している。そのための障壁としては、日本語能力と、現在の居住地が首都圏から離れていることの 2 点を挙げている。

これらの課題を克服するため、現在 Malalai は日本語能力試験(JLPT)に備えて積極的に日本語を学習しており、必要であれば再教育を受けることも厭わない姿勢を示している。また、すでに自動車運転免許を取得することで、居住地の交通不便性という課題を部分的に解消している。将来的により多くの機会と展望を得るために、家族とともに首都圏への転居も計画している。

日本での現在の仕事

Malalai は就職活動を行う中で、自身の居住地では求人の選択肢が極めて限られており、未就学児向けの英語教師職でさえも見つけることができなかった。しかし、日本に長く住むアフガニスタン出身の友人からの申し出により、その友人が日本で立ち上げた家庭用品販売会社において、マーケティングおよび販売業務を補佐するパートタイムの仕事に就くことができた。

この業務の大部分はリモートで行うことが可能であり、日本語の学習や育児に時間を割ける点は大きな利点であるとMalalai は述べている。ただし、彼女はこの仕事をあくまで一時的な措置と捉えており、将来的には自身の専門性を生かしたより本格的な職に就くことを目指している。

Malalai だけでなく、彼女の夫もまた、日本における自己実現やキャリアの機会に苦慮している。アフガニスタンでは、夫は政府機関で高い地位に就いていたが、日本では家族を養うために工場での勤務を余儀なくされている。夫にも日本語を学び、日本社会における自身のキャリアを築く時間を与えたいと考える Malalai は、できるだけ早く自身の専門分野でフルタイムの仕事を見つけ、目標を達成したいと強く願っている。

文化の違いと今後の計画

日本とアフガニスタンの文化には大きな違いがあるものの、Malalai は精神性や行動様式に多くの共通点を見出しており(たとえば、年長者への敬意、公の場で大きな声を出さないことなど)、それが自身の日本社会への統合に大いに役立ったという。しかしながら、コミュニケーションに関してはいまだに困難を感じており、特に日本語と他言語での表現スタイルの違いに戸惑いを覚えることが多く、無意識のうちに自身の対人関係に制限をかけてしまうと述べている。

一般的に、日本での生活において Malalai は丁寧で寛容な対応を受けており、自身や自国の文化に対する否定的な態度を経験したことはないという。日本での生活に安心感を抱いており、直面する困難や障壁を一つひとつ乗り越えながら、この国に今後も居住し続けたいと考えている。Malalai は、日本での生活が 5 年を迎えるタイミングで永住権の申請を目指しており、そのためにはフルタイムでの就労と安定した納税が必要であると認識している。



ウクライナ（東ヨーロッパ）

日本に在留しているウクライナ人（2024 年 12 月時点 [41]）


4,543 人

1,353 人

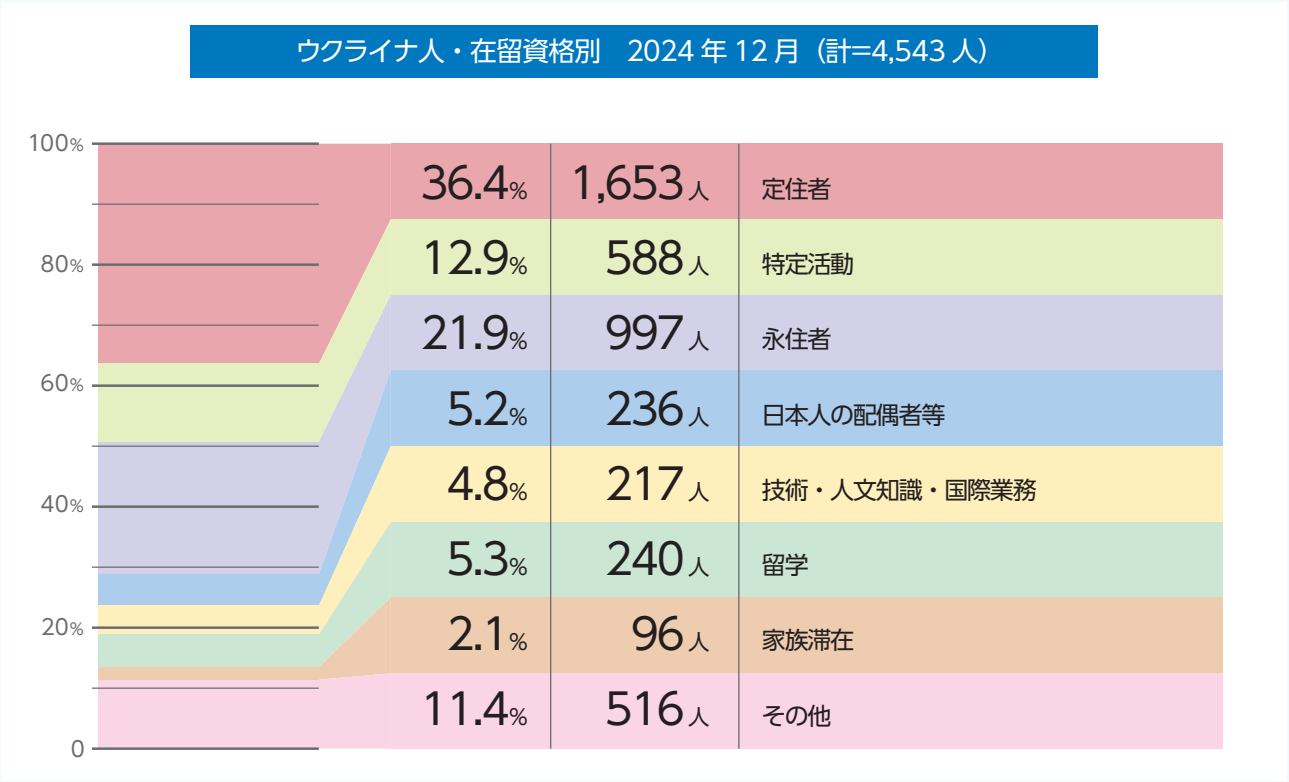

3,190 人

ウクライナでは、2014 年に始まった紛争が 2022 年 2 月に大規模に激化し、現時点で 3 年以上にわたる全面的な危機が続いている。この間、多数の民間人が犠牲となり、インフラの大規模な損壊、経済的困難が深刻化し、数百万人が国内避難民または国外への避難を余儀なくされた。2025 年時点で、ウクライナ国内において緊急の人道支援を必要とする人々は約 1,270 万人にのぼり[42]、世界全体で難民またはそれに類する状況にあるウクライナ人の数は約 690 万人と推定されている。その大多数（約 630 万人）はヨーロッパ諸国へと避難している[43]。このように深刻な人道状況を背景として、日本でもウクライナからの避難民の受け入れおよび支援が開始された。これは、日本の強制移動を経験した人々の受け入れの歴史の中でも極めて特異な事例である。

2022 年 2 月 24 日以降の紛争を受けて日本に避難してきたウクライナ人は、避難民として「特定活動」の在留資格が付与された。その総数は 2,768 人、そのうち 1,966 人が現在も日本に滞在している[44]。この地位により、一定の保護的措置や支援を受けやすい環境が整えられた。2023 年 2 月には新たに「補完的保護対象者」認定制度が創設され、2024 年には 1618 名が認定された。認定によって、「定住者」の在留資格を保有する人が増えている。また、日本国内ではウクライナからの避難民を対象とした各種支援プログラムが創設されており、その一部は現在も継続的または部分的に実施されている。

日本におけるウクライナからの避難民の大多数は、（日本国内に保証人がいる場合には）日本財団のプログラム、または政府の支援のもとで受け入れられている。これらの支援制度では、一定期間の生活費に対する経済的援助や、地方自治体による住居の提供などが行われている。加えて、公益財団法人パスウェイズ・ジャパンによる学生支援プログラムなど、別の形態による避難民支援の選択肢も存在している[45]。

41：「国籍・地域別　年齢（5歳階級）・性別　総在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
42：UNHCR「EMERGENCY APPEAL Ukraine emergency」https://www.unhcr.org/emergencies/ukraine-emergency
43：Operational Data Portal「Ukraine Refugee Situation」https://www.e-stat.go.jp/stat-https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine
44：出入国在留管理庁「ウクライナ避難民に関する情報」
https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01_00234.html
45：パスウェイズ・ジャパン「日本・ウクライナ教育パスウェイズ」https://pathways-j.org/en/ukraine-edu



2024 年現在、日本には 4,543 人のウクライナ人が住んでおり、そのうちの約 36%（1,653 人）が「定住者」在留資格で生活している。また、ほぼ同数のウクライナ人（13%、588 人）が特定活動在留資格を持っており、ほぼ 4 人に 1 人（22%、997 人）が日本の永住者である [46]。

補完的保護資格（2024 年、1,617 人のウクライナ人に与えられた）により、将来的に日本での長期滞在が可能になる中、多くのウクライナ避難民にとって最も心配な問題は、日本での就職や自己実現の可能性である。生活状況や課題について詳しく知るため、避難しているウクライナ人女性に日本での滞在経験を語ってもらった。そのうちの 2 人は、パスウェイズ・ジャパンが企画したウクライナ人のための学生プログラムで来日した 22 歳から 24 歳の女の子で、1 人は日本財団の保証人支援プログラムで避難してきている。

来日したウクライナ人の物語



Svitlana（スヴィトラーナ、仮名）　女性　22 歳

ウクライナの大学に在籍していたが、2022 年夏にパスウェイズ・ジャパンの学生支援プログラムを通じて来日。現在は日本の大学において国際ビジネス経済学を専攻しており、東京都内に居住している。在留資格は「学生」である。

来日前、Svitlana はウクライナの大学で言語学を専攻しており、日本語を第二言語として学んでいた。全面的な紛争が勃発したことを受け、彼女は避難と語学力向上の機会の両方を兼ねた選択として、パスウェイズ・ジャパンがウクライナ人向けに実施している特別学生プログラムへの参加を決意した。ウクライナの大学からは学業休暇を取得し、当初は 1 年間のみ日本で学ぶ予定であったが、その後、日本の大学でビジネスと経済学を学ぶ機会が提供され、編入することとなった。

支援の詳細

パスウェイズ・ジャパンのプログラムを通じて、Svitlana は来日にかかる渡航費や関連費用の支援を受けた。受け入れ先の大学からは授業料、生活費、学生寮での宿泊費についても援助が提供された。当初は、生活費の支援は卒業まで継続され

る予定であったが、Svitlana を含む数名のウクライナ避難者は、大学からの給付を打ち切り、日本財団からの支援金に切り替えることを選択した。

さらに、Svitlana は日本に到着後、避難民としての地位と、在学期間中有効ないわゆる学生ビザを付与された。今年 9 月に学士号を取得して卒業する予定であり、それまでに就労の在留資格の支援を受けられる就職先を見つけることを希望している。補完的保護の申請については、あくまで代替的な選択肢として考えている。

就職活動と日本企業でのインターンシップの経験

日本の大学に 3 年次編入した Svitlana は、自身の専門分野に関連した職種での将来的な就職の見通しに強い不安を感じ、早い段階から就職先の可能性を探し始めた。この過程で、受け入れ団体から発電機の設置・管理を行う企業を紹介された。同社では、日本人学生を主な対象とした新卒採用業務を補助する 3 カ月間のインターンを募集しており、Svitlana は面接を経て複数の候補者の中から選出された。彼女はこのインターンを、たとえ短期間であっても将来のための貴重な経験と捉え、就業を開始した。

Svitlana はインターン先の企業で日本語を用いて業務を行っているが、それは時に非常に困難である。社員たちは彼女に対してできる限り平易な日本語で情報を伝えようとしてくれるものの、Svitlana 自身は自分の考えを正しく、かつ丁寧に表現することが難しいと感じている。また、言語面からくる些細な誤解が生じることもあるが、彼女の経験上、それらは比較的容易に解消されるものであり、大きな支障とはなっていない。

Svitlana は、主な業務やその他の細かな業務をこなす傍ら、ウクライナについて話す機会も得ている。彼女はこれを非常に貴重な経験と捉えており、自身が会社に加わる前、同僚たちはウクライナについて主に紛争に関するニュースからの情報しか持っていなかったと述べている。しかし、彼女が入社して以降、同僚たちは Svitlana を通じてウクライナに関するさまざまな視点や背景を直接知ることができるようになった。

将来への不安

Svitlana は、インターンシップ終了後に現在の企業にそのまま勤務を継続できないのではないかという不安を強く抱いており、就職先の確保が彼女にとって最大の懸念事項となっている。この課題に対処するため、彼女は自身でさまざまな求人プラットフォームを活用し、積極的に仕事探しを行っている。しかしながら、面接を受けることは彼女にとって非常に困難かつストレスのかかる経験であり、自己を最良の形でアピールしつつ、自由に日本語でコミュニケーションを取る必要がある点に特に苦労している。

また、Svitlana は 19 歳で単身来日して以降、日本での生活を通じて自らの成長における重要な段階を経験してきたと感じている。しかし、大学卒業と同時に学生寮を退去しなければならないため、近いうちに一人暮らしを始めることに対して大きな不安を抱いている。

コミュニケーション環境と今後の計画

大学の授業は英語で行われているため、Svitlana の周囲には主として国際的なバックグラウンドを有する者が多く、実際の日本社会からはやや隔絶された環境で生活していると感じている。特に企業でのインターンシップを始める以前は、その傾向が顕著であった。それでも、彼女は日本での生活を快適に感じており、この国を非常に高い利便性と将来性のある場所と評価している。そのため、大学卒業後も日本に残り、日本企業での就労経験を通じて自身の学位に実務的な裏付けを与えた上で、将来どこに定住するかを考えたいと計画している。

46：「国籍・地域別 在留資格別 在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0



Valeria（ヴァレリア、仮名） 女性 23 歳

2022 年 9 月、パスウェイズ・ジャパンが実施する学生支援プログラムを通じて来日。
2023 年 12 月よりテレビ局にてフルタイム勤務を開始。
東京都内在住。現在、補完的保護措置に基づく在留資格を有している。

来日前、Valeria はウクライナの大学で日本語学を専攻しており、日本語学習を継続するために来日を強く希望していた。当初は日本に 1 年間のみ滞在し、その後ウクライナに帰国することも考えていたが、母国の紛争状況を踏まえるとこの選択は不安に感じた。そこで、彼女は他の選択肢を探し続け、最終的にパスウェイズ・ジャパンによる学生支援プログラムを見つけ、同プログラムを通じて日本語学校で学ぶために来日した。到着時には避難民としての在留資格が即時に付与された。しかしその後、テレビ局でフルタイム勤務をする機会を得たことから、語学学校での学業を途中で終了し、日本でのキャリアを開始することとなった。

日本への移住と支援の獲得

学生プログラムによる避難の一環として来日した Valeria は、大学ではなく日本語学校で学ぶことを選択した。これは、日本語の習得により重点を置くことができる機会と捉えたためである。加えて、同プログラムの主な目的は危険地域からの学生の避難支援であることから、来日当初は学生寮に住むことができ、その後は自治体が提供する公営住宅へ移り住むことができた。また、公益財団法人日本財団から生活費支援も受給している。日本での生活においては、受け入れ団体と常に連絡を取り合っており、困ったことや疑問がある場合には、できる限りの支援を受けている。

日本での就職活動と就労経験

Valeria は来日直後から、日本語学校に通いながら飲食店でアルバイトを始めた。同時に、日本における就職活動の困難さや長期化を認識していたこと、また語学学校卒業後の生活費や在留資格の更新に対する不安から、卒業の 1 年前にはすでにフルタイムでの就労機会を探し始めた。日本語学を専攻していたことから、当初は翻訳者としての就職を希望していたが、自身の語学力に対する不安や、翻訳職の正規就労の機会が限られていることから、この進路は断念せざるを得なかった。

日本で自分が何をしたいのか明確なビジョンを持てないまま、Valeria は自力で就職活動を行い、いくつかの企業の面接を受けた。しかし、言語の壁や関連する職務経験の不足により、特に大企業への応募においては大きな困難を感じた。そのような中、就職活動イベントで WELgee の関係者と出会い、彼らの支援を受けたことで、ニュースタジオを運営するテレビ局の報道局に就職することができた。

テレビ局での勤務経験

テレビ局での就職面接の際、Valeria はこの分野で働きたいという強い意欲を持ち、自分の力を最大限に発揮しようと努めた。業界での経験が全くなく、フルタイムの仕事も初めてであったにもかかわらず、会社側は彼女に具体的な役割を提示し、基礎から研修を行う意向を示した。

当初、Valeria は言語の壁や業務の特殊性により適応が難しく、多少のストレスを感じていた。業務指示はすべて日本語で行われていたため、状況はさらに複雑であった。しかし、同僚たちの支援と理解により、彼女はこれらの初期の困難を乗り越えることができた。

現在、Valeria は主に映像編集の業務に従事しており、時折翻訳作業にも携わっている。彼女はこの仕事に就けたことを非常に幸運だと感じており、勤務先の企業については、サポートが手厚くストレスの少ない環境であり、職場の規則もきちんとしており安心して働ける雰囲気があると評価している。

社会環境とコミュニケーションの問題

来日前、Valeria は中級レベルまで日本語を学習しており、問題なくコミュニケーションを取れると期待していた。しかし、会話練習の機会が限られていたため、実際の生活でのやり取りは予想以上に難しく感じた。日本の語学学校に通う間、レストランでの勤務経験を積んだことにより、少しずつ会話に対する不安を克服することができた。

テレビ局での仕事を通じて、Valeria は日本語能力をさらに向上させる機会を得た。進歩が見られる一方で、彼女はいまだに日本語で難しい話題を避ける傾向があり、日常的で簡単な会話にとどまることを好む。複雑な内容を表現することに困難を感じており、特に親しくない相手に対しては、自身の日本語が相手に不快感や理解の困難さを与えてしまうのではないかと心配している。

それらの懸念はあるものの、彼女は積極的に会話に参加し続けているという。時が経つとともに、彼女は言葉や文化の違いから当初は彼女と話すことをためらっていた日本人が、彼女の努力と積極的な姿勢により、オープンになり、コミュニケーションを取ろうとするようになったことに気づいたという。

日本での生活と今後の計画

Valeria は、日本で直面する困難の多くが言語に起因していると考えている。特に職場での情報理解、医療機関の受診、公的書類の手続きなど、重要な場面ではその困難が顕著になる。また、将来的に自分自身で賃貸物件を契約する際の手続きについても不安を感じており、仕組みに詳しくないことから、何らかのトラブルが発生するのではないかと懸念している。

これらの困難にもかかわらず、Valeria は日本での生活を通じて個人的に大きな成長があったと感じている。以前よりも自立心が高まり、他人の意見に左右されにくくなったという。彼女の見解では、日本人は自分の意見をあまり表に出さない傾向があるため、自分らしくいられる自由を感じやすくなり、社会的なプレッシャーも軽減されたと述べている。

外国で一人暮らしをする中で、Valeria は自信を持ち、積極的に行動し、日常の問題を自力で解決する力を身につけることができた。現在は日本での生活に十分な快適さを感じており、今後数年間は日本に滞在する予定である。ただし、将来的に他国へ移る可能性も視野に入れている。



Oksana（オクサナ） 女性 43 歳

2022 年 5 月、保証人として受け入れてくれた語学学校の支援により娘とともに来日し、その後、日本財団の支援プログラムにも申請して支援を受けることができた。現在は東京で娘と暮らしている。職業は会計士であり、ウクライナでは経理部長および税務コンサルタントとして勤務していた。日本では会計事務所においてパートタイム労働者として就労している。現在、補完的保護措置の下で在留している。

Oksana は、ウクライナの紛争下における故郷の危険な状況から、自身と娘の安全を確保するためにどこへ避難すべきか決めかねていた。当時、娘は高校卒業間近であり、日本の大学への進学を夢見ていたことから、Oksana はその実現に向けた方法を模索した。最初は娘の語学学校入学の付き添いとして来日したが、そのまま日本に滞在することとなった。日本での生活において、Oksana は言語の壁や就労の難しさ、そして娘の教育支援といった多くの課題に直面した。しかし、ウクライナでの豊富な会計業務の経験があったことから、日本でもパートタイムではあるが会計事務所での就職に成功した。ただし、勤務時間は限られている。

言語学習とコミュニケーションの難しさ

来日以来、Oksana は日本語の習得に努めているが、それは非常に難しく、時間もかかると感じている。東京へ移る前、彼女と娘は福井県に住んでおり、その地域では孤立感を覚え、コミュニケーションや自己成長の機会にも恵まれていなかった。

東京へ移ってからは、人との交流が増え、より積極的な行動が可能になり、将来への希望も高まったが、それでも日本語を実践的に使う機会は依然として不足しており、言語面での苦労は続いている。

語学学校やその他の講座に通った経験に加え、Oksana は東京の大学に所属する日本人教師による個別のボランティア授業から大きな恩恵を受けた。これらのレッスンは就職面接の準備に大いに役立ち、彼女はこの機会が日本で最初の仕事を見つける上で極めて重要であったと考えている。

子どもの教育に関する困難と将来の展望

自らの目標とは別に、Oksana は娘の将来について深い懸念を抱いている。高校卒業後、娘は生物学・化学・遺伝学を学ぶことを希望していたが、大学の入試制度との適合が難しく、希望する大学への進学が叶わなかった。一部の大学では、日本の学校での学習経験がある場合、期間や背景にかかわらず、「外国人出願者」ではなく「日本の学校の卒業生」として出願することを求める方針がある。そのような制度のもとで、彼女の出願書類は受理されなかった。

娘は、日本とウクライナの両方の学校にリモートで通いながら、多忙な学業生活を送っていた。後に外国人向けの特別な試験に合格し、ウクライナの卒業証明書を日本でも有効にすることができたが、結果として進学には結びつかなかった。当時は、一般入試の条件で求められる日本語力がまだ十分ではなかったため、留学生として出願することにしたが、大学からは書類が審査されない旨の通知が届き、理由の説明はなかった。そうした経験を経て、娘は徐々に進学への意欲を失っている様子があり、Oksana はその変化を案じている。

日本での就労経験

仕事を探していた際、Oksana はさまざまな単純労働の職種に履歴書を送付していた。しかし、彼女の経歴が人材紹介会社の担当者の目に留まり、その担当者が会計事務所のコンサルタントを紹介した。面接を経て、彼女はアシスタント会計士としてパートタイムの職を得ることができた。ただし、業務の制限により、繁忙期であっても週に最大 3 日までしか勤務することができない状況である。

同僚の支援や英語と日本語の両方でのコミュニケーションの機会により、Oksana は職場で快適に過ごしている。会計制度は世界共通の部分が多く、ウクライナでの実務経験が日本の会計業務に適応する上で大いに役立っている。現在は新しい会計ソフトの操作を徐々に習得しながら、会計業務で頻繁に使用される漢字の意味も理解し始めている。職場の同僚は彼女の状況を理解しているものの、Oksana 自身は通常よりも多くの時間を仕事に費やしていることを気にしている。それでも徐々に作業スピードは向上し、ミスも減ってきている。

自己実現の追求と今後の計画

Oksana は、たとえ自身の専門分野外であっても、これまでのスキルを活かしキャリアを築けるフルタイムの仕事を積極的に探している。さまざまな面接も受けており、当初よりもその過程に対するストレスは軽減されてきている。しかし、これらの多くの職種で日本語の高い運用能力が求められることに対して、Oksana は強い落胆と焦燥感を抱いている。特に、現在受給している生活支援金がまもなく終了するため、就労問題は差し迫った課題となっている。Oksana は、自身の専門性と経験を活かして、経済的に自立できる仕事に就けることを望んでいるが、必要な収入を確保できる職が見つからない場合は、他国への移住も視野に入れている。



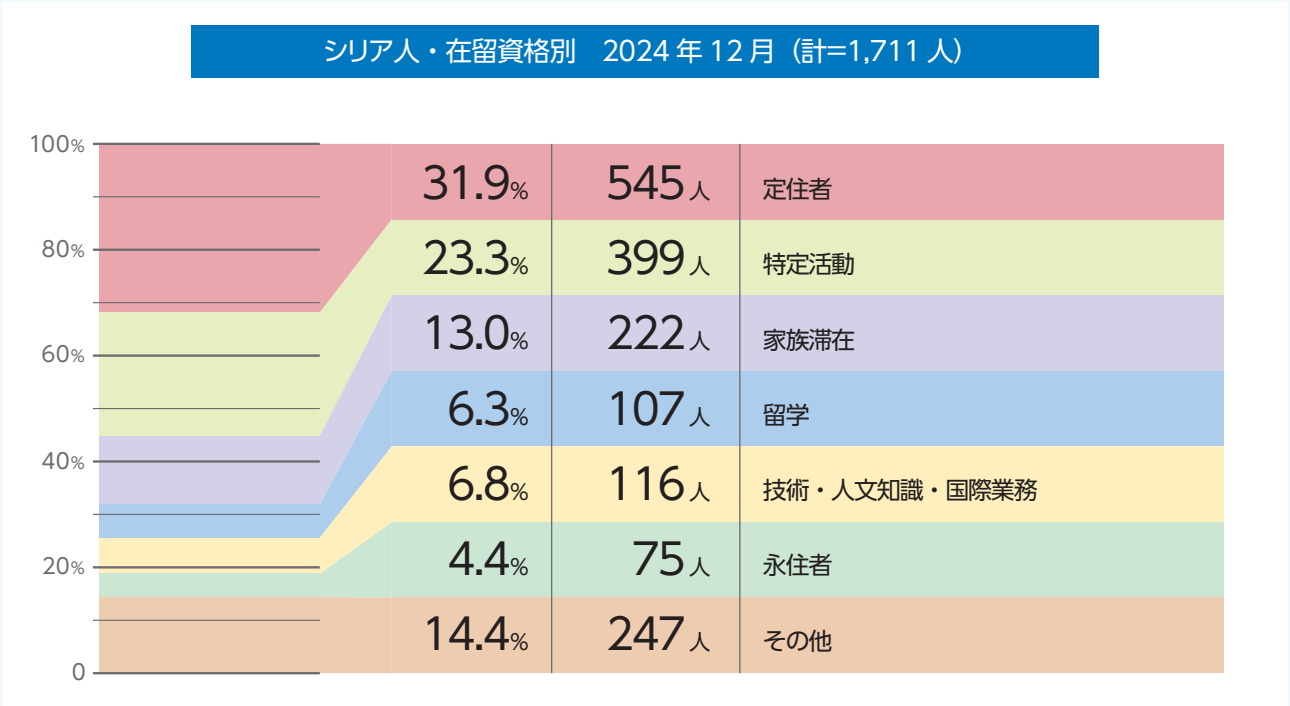
シリア(中東)

日本に在留しているシリア人(2024 年 12 月時点 [47])

1,711 人　1,170 人　541 人

2011 年に始まったシリアの長期的な内戦は、広範な破壊と深刻な人道危機を引き起こし、1,300 万人以上が自国を追われ、主にトルコ、レバノン、ヨルダン、イラク、エジプトといった近隣諸国に避難する事態となった。2024 年 12 月には政権崩壊を受け、一部のシリア人が帰国したが、依然として同国の人道状況は極めて深刻であり、国内にとどまる 1,600 万人以上が緊急の支援と保護を必要としている [48]。

2024 年におけるシリアの難民(難民に準ずる状況にある人々を含む)の数は世界で最も多く、約 620 万人に達した [49]。これに対し、日本が受け入れているシリア人は比較的少数であり、同年時点で日本に在留するシリア人はわずか 1,711人であった。そのうち約 3 分の 1(545人)が「定住者」の在留資格を有し、約 4 分の1(399人)が「特定活動」の在留資格で日本に滞在していた。



日本に在留するシリア人のうち約 6%(107人)はいわゆる学生ビザで来日しており、その多くは JICA が実施する「シリア難民の未来のための日本イニシアティブ」やパスウェイズ・ジャパンといった人道支援プログラムによって支援を受けている。これらの学生プログラムは、シリアにおける人道危機への対応として創設されたものである。今回、これらの学生プログラムを通じて来日した 3 人のシリア人男性にインタビューを行った。彼らは言語や文化の違いに直面するだけでなく、在留資格に特有の条件に起因する困難にも直面していた。

47 :「国籍・地域別 年齢(5歳階級)・性別 総在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
48 : UNHCR「EMERGENCY APPEAL Syria emergency」https://www.unhcr.org/emergencies/syria-emergency
49 : UNHCR「Global overview. Refugees (including people in a refugee-like situation」https://www.unhcr.org/refugee-statistics/data-summaries

来日したシリア人の物語



Rshad(ラシャド)　男性　31 歳

2019 年に奨学金制度を通じて来日。職業はソフトウェアエンジニアであり、
現在はゲームおよびモバイルアプリ開発会社にてフルタイム勤務をしている。
東京都在住。現在の在留資格は「特定活動」(1 年)である。

Rshad は 2019 年に奨学金プログラムを通じて高等教育を受けるために来日した。それ以前は、難民としてトルコで 5 年間生活していた。日本への移動を決意した主な動機は、大学教育を修了することであり、トルコではその機会がなく、シリアにも帰国できない状況であったためである。日本では国際基督教大学(ICU)に4年間在学し、情報技術の学位を取得した。しかし、日本での生活において、Rshadは自身の国籍を理由とした差別的な扱いを含む数々の困難に直面した。

日本での生活開始と就労に関する課題

到着時、Rshad は政府等の支援を受けず、自立して日本で人生を築くことを望んでいたため、難民申請は行わなかった。大学卒業後の就職活動では、パンデミックの影響もあったが、最大の障壁となったのはシリア国籍であり、そのために彼は大きな困難を経験した。

Rshad は日本語中級レベルの能力を有していたにもかかわらず、言語の問題だけではなく国籍を理由として多くの企業から採用を拒否された。彼は、シリア国籍であるという理由だけで応募を却下された事例を複数経験している。これはアメリカがシリアに対して経済制裁を行ってきたことに起因している。ある面接では、採用しない理由が能力不足ではなく国籍によるものであると明確に伝えられた。また、銀行口座の開設にも困難を伴い、それが就職活動をさらに複雑にした。雇用主の中には特定の銀行口座の保持を条件とする者もいたが、当該銀行が Rshad に対して口座の開設を拒否したこともあった。

日本での就労経験

現在、Rshad は日本の小規模企業で、従業員わずか 3 名のモバイルアプリおよびゲーム開発を専門とする会社にて、リモートワークで勤務している。この職を見つけるにあたっては、WELgeeの支援を受けた。WELgeeは履歴書の準備や面接の手配、就職に向けた研修、企業とのマッチングなどを通じて彼をサポートした。

現在の職場において、Rshad はスマートフォンアプリケーションおよびコンピュータゲームの開発に従事している。業務上、言語の壁や文化的な違いによる大きな支障はなく、日本語でのコミュニケーションも職務遂行に十分であると感じている。文書でのやり取りに関しては、翻訳ツールを活用して自身の知識を確認しながらテキストを編集しており、支障なく対応できている。柔軟で手厚い職場環境を高く評価しており、自らのスキルを正当に評価し、国籍に関する偏見なく採用してくれた初めての企業であることに深く感謝している。

日本の生活での困難と今後の計画

職業面での満足感がある一方で、Rshad は日本での生活において日常的な困難にも直面している。特に、ハラール食品の入手が困難であり、価格が高いことや、多くの製品に豚由来のゼラチンが含まれているため、商品選びに苦労することなどが挙げられる。これはイスラム教徒にとって重要な課題である。

もう一つの現在の懸念事項は、在留資格に関するものである。Rshad はフルタイムで雇用されているにもかかわらず、いわゆる就労ビザを取得することができず、現在の在留資格を毎年更新しなければならない状況にある。このような状況は、特に国外に住むシリア人の将来が不透明であることから、大きな不安となっている。自身が日本で安定した生活を築こうと努力してきたにもかかわらず、在留資格の更新が認められなかった場合には、日本を離れざるを得ない可能性があることを Rshad は懸念している。



Ahmad(アフマド、仮名） 男性 31 歳

2022 年 3 月、パスウェイズ・ジャパンの学生プログラムにより来日
ソフトウェアエンジニアで、コンビニエンスストアでパートタイム労働者として仕事をしている
1 年間の在留資格を付与する特定活動在留資格を有する。

Ahmad は、パスウェイズ・ジャパンによる奨学金プログラムを通じて来日し、COVID-19 危機の収束後すぐに日本語学校での学習を開始した。IT 分野での職務経験および英国の大学で取得した学位を有しており、日本でも引き続き同分野での就業を希望しているが、語学学校修了後もいまだに職を見つけることができていない。

日本での生活経験

来日後、Ahmad は学生プログラムの受け入れ団体からさまざまな情報提供やカウンセリング支援を受け、学費も全額免除された。しかし、生活費および家賃はすべて自己負担であったため、来日直後からすぐにアルバイトを始めることとなった。多様な肉体労働の経験があるものの、職場でのコミュニケーションに困難を感じ、非常に多忙なスケジュールをこなす必要があった。現在は自宅近くのコンビニエンスストアでほぼフルタイムの勤務が可能な職を見つけ、働きやすい環境であると感じている。しかし、あくまでこの職は一時的なものであり、自身の資格や経験を活かせる職に就き、日本で安定したキャリアを築くことが夢である。

在留資格による就労上の困難

多大な努力にもかかわらず、Ahmad は IT 分野での職を見つけることに苦戦しており、これまでに 100 回以上の面接を受けてきた。その中で明確な不採用理由を伝えられることは少なく、本人も詳細は分からないまま採用に至らないケースが多かった。しかし、特にパートタイムの仕事を探していた際、求職活動がうまくいかない主な要因は、言語の壁だけではなく、自身が有する「特定活動(1 年)」在留資格の存在であると考えている。面接の際には、企業側がこの在留資格でどのような業務や労働時間が認められているのかを十分に理解しておらず、コミュニケーション上の誤解を避けるために、最初は関心を示していても最終的には採用を見送られるケースが多かった。Ahmad は、このようなビザに関する認知不足が、多くの避難を強いられた人々にとって就労のさらなる障壁となっていると感じている。

文化の違いと今後の計画

文化的な課題はいくつかあるものの、主にムスリムとしての信仰に関連したものであり(特定の食事制限やモスクへのアクセスが限られているなど)、Ahmad は日本での生活の多くの側面におおむね満足しており、快適さを感じている。彼は現在も積極的に日本語を学び続けており、自身の能力を発揮できる仕事を見つけることを目指している。近い将来には日本語上級試験の受験を計画しているが、特に会話面での困難が依然として大きな課題となっている。

在留資格の問題を解決するため、Ahmad は補完的保護措置の申請を行ったが、すでに 1 年以上回答を待ち続けている。現在の彼にとって、日本で直面している最大の課題は、在留資格の不安定さと専門分野での就職の困難さである。仮に日本で希望する職種に就くことができなかった場合には、カナダや一部のヨーロッパ諸国など、より専門的なキャリアを実現できる可能性のある国への第三国移住も視野に入れている。



Omar（オマル、仮名） 男性 30 代

学生プログラムにより来日。
現在、レストランでパートタイム労働者として勤務している。
1 年間の在留資格を付与する特定活動在留資格を有する。

Omar はシリアの大学で学んでいたが、国内情勢の悪化により学業を中断せざるを得なかった。その後、トルコに渡り、約 2 年間の学習と就労を行った。のちに学生プログラムの奨学金を受けて来日し、日本では語学学校に通うこととなった。当初は「留学」の在留資格での滞在であったが、修了後には 1 年間の特定活動在留資格が付与された。しかしながら、この在留資格では就労や住宅の賃貸において大きな制限があり、日常生活に困難を感じている。

就労問題

日本での生活において、Omar は在留資格に関する問題に強い不安を抱えている。在留資格に付随するさまざまな制限により、彼は不平等な状況に置かれ、自己実現の機会を奪われているためである。以前の職務経験を活かした職を求めているものの、在留資格の種類やその有効期間を理由に、雇用を拒否されることが繰り返されている。

当初はコミュニケーションの困難があったため、Omar が日本で最初のアルバイトを見つけたのは、来日からしばらく経ってからであった。その後、複数の職場を転々としたが、大学卒業から 1 年が経過した現在でも、フルタイムの職を見つけることができていない。多くの面接を経験したにもかかわらず、採用には至っていない。現在では日本語能力試験 N2 に合格しているものの、面接時には依然として若干のコミュニケーション上の困難がある。しかし Omar は、採用されない理由は言語ではなく、別の要因によるものであると確信している。

Omar は、多くの企業が自らを採用しない主な理由は、外国人を雇用した経験がなく、手続きに不慣れであることに起因していると考えている。企業側が、彼の在留資格の期間や関連する制限について不安を抱いているためである。実際に、ある企業では Omar の在留資格を当初知らないまま採用を決定したが、在留カードを確認した時点で採用を取り消され、「在留資格が変更されたら再度来てほしい」と伝えられた経験がある。

住居問題

就労に関する困難に加え、Omar は在留資格および収入状況により住宅探しにも苦労している。多くの不動産業者や家主は、彼の状況を知った時点で賃貸契約を断ってきた。最終的に、外国人への対応に積極的なベトナム人経営の不動産業者を見つけることができたが、提示された家賃は相場より高額であった。パートタイムの仕事しかない Omar にとって、住居の選択肢は非常に限られており、限られた予算の中で高額な家賃を支払わざるを得ない状況が続いている。

文化の違いと今後の計画

来日後、Omar は日本人とのコミュニケーションにおいて大きな困難に直面した。その原因は単なる言語の壁ではなく、むしろ文化的な違いに起因していた。当初、彼は自国では普通に受け入れられている話し方が、日本では対立的な態度と誤解されることに気づいた。こうした文化的背景の違いにより、彼の言動が周囲に誤解される場面が少なくなかった。

Omar は日本人が礼儀正しいことを認めつつも、より深いレベルで関係を築くのが難しいと感じている。彼はしばしば、日本人の控えめな態度や感情的な距離感を理解しきれず、接し方に戸惑うことがあった。その結果、交友関係は恋人を除いて主にシリア人や他の外国人、特にアラビア語を話す人々が中心となっている。

数年の日本での生活を経て、Omar はこの国での暮らしに適応し、多くの良い点を認識している。しかし、日常生活には今なおストレスを感じており、最終的にはシリアに帰国することを計画している。その一方で、長期的な目標として日本でレストランを開業し、自身は定期的に日本を訪れながらリモートで経営する構想を抱いている。



コンゴ民主共和国(中央アフリカ)

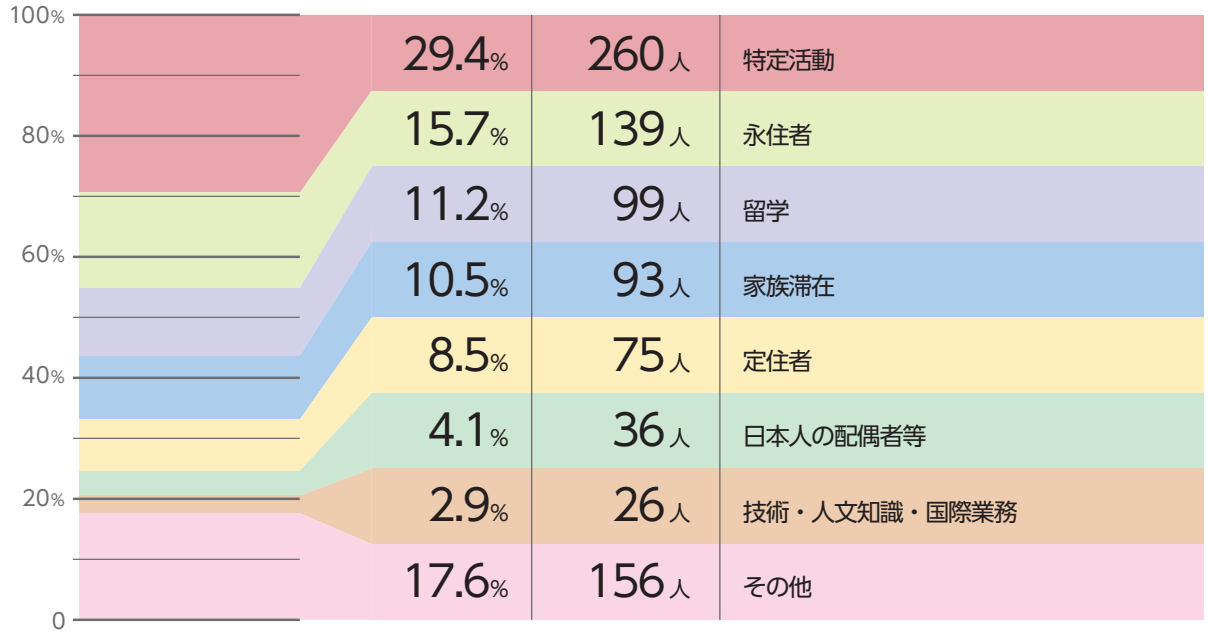
日本に在留しているコンゴ民主共和国(中央アフリカ)人(2024年12月時点[53])

884人　588人　296人

コンゴ民主共和国における紛争は、世界でも最も長期化かつ複雑な人道危機の一つである。その背景には、20世紀にまで遡る天然資源をめぐる争いに起因する、深い民族的・政治的・経済的要因がある。近年、暴力の激化と不安定な状況の継続により、2025年時点で約700万人が国内避難民となっており、国内全体で2,500万人以上が緊急の人道支援を必要としている。避難民の生活状況は日を追うごとに悪化しており、仮設キャンプへの攻撃の増加、女性や少女に対するジェンダーに基づく暴力の急増、感染症の拡大、そして人道支援資源の急速な枯渇が深刻な課題となっている。

安全を求めて、約110万人がコンゴ民主共和国から避難し、その多くが周辺国に身を寄せている[54]。2024年の最新データによれば、日本には884人のコンゴ国籍の人々が在住しており、そのうち約30%にあたる260人が「特定活動」の在留資格を有している[55]。この在留資格は、多くの場合、難民認定申請の結果を待つ期間中に付与されるものである。

コンゴ民主共和国人・在留資格別　2024年12月（計=884人）



コンゴ民主共和国出身の男性2名に対しインタビューを実施した。両名はいずれも、日本到着後、在留資格および難民認定申請の審査に長期間を要することに起因して、数多くの困難や制約に直面してきたと述べている。

53：「国籍・地域別　年齢(5歳階級)・性別　総在留外国人 2024年12月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
54：UNHCR「EMERGENCY APPEAL DR Congo emergency」https://www.unhcr.org/emergencies/dr-congo-emergency
55：「国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024年12月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0

来日したコンゴ民主共和国人の物語



Mwamba（ムワンバ、仮名） 男性 32 歳

2018 年に来日した。母国では IT エンジニアとして働く傍ら、自らバイク関連の事業も営んでいた。現在はテクノロジー関連のイベントを運営する企業に勤務し、神奈川県で生活している。現在所持している在留資格は「特定活動」（6 カ月）であり、多くの場合、難民認定申請の結果を待つ期間中に付与されるものである。

Mwamba（仮名）は、コンゴ民主共和国で IT エンジニアとして学び、実務経験を積んだ後、自らバイクビジネスを立ち上げた。しかし、母国における紛争の深刻化により、2018 年に日本への移住を決断した。暴力が日常化し、自らの意見を表明することすら命の危険を伴う状況の中で、沈黙や傍観を続けることはできないと感じ、生き延びるために移住を選ばざるを得なかったという。しかし来日後、Mwamba は多くの困難に直面した。最初は住居もなく、寝場所を探してさまよわざるを得ない日々を送った。

来日と日本での生活の開始に対する困難

Mwamba は、新たな国での生活に伴う困難をある程度覚悟し、どんな状況でも前向きに生きようと努めていた。しかし、来日当初は住居がなく、状況は一層厳しさを増した。日本で迎える初めての冬は想像以上に寒く、身も心も凍えるようであった。頼れる人もおらず、深い孤独に押しつぶされそうな日々を過ごしたという。

ある日、Mwamba は偶然出会った人物から、JAR の存在を知らされた。最後に残っていたわずかな所持金を使って JAR のオフィスを訪れたところ、ようやく支援の手が差し伸べられた。そこでは、お小遣いやシャワーの利用、温かく休める場所が提供され、初めて安心を感じることができたという。しかし、諸事情により、JAR 側がすぐに宿泊先を手配することはできなかった。そのため、Mwamba はしばらく夜間の滞在先がない状態が続いたが、時差の関係で夜間に母国との連絡をとる必要があったことから、夜眠らない生活がむしろ状況に適していた。昼間は JAR のセンターで休み、夜は比較的安全な環境の中で街を歩いて過ごしたという。

その後、JAR の支援により一時的な住居が見つかり、Mwamba の生活は徐々に落ち着きを取り戻し始めた。日本語教室に通うようになり、そのうちいくつかはカトリック教会で開催されているものも含まれていた。そこで彼は、将来的な社会統合に大きな助けとなる WELgee の関係者と出会うこととなる。日本での生活の中で、Mwamba が最も強く感じたのは「コミュニケーションの不足」であった。物理的な支援だけでなく、心の支えや人との温かいつながりが必要だと痛感したという。この出会いを通じて多くの新しい人々と知り合い、地域社会の一員としての帰属意識を持てるようになったことで、孤独感も次第に癒されていった。

日本での生活の第二段階とそれに伴う困難

数カ月後、RHQ によって、Mwambaの住居支援申請が正式に認められた。ただし、実際には自身で物件を探し、契約手続きを行う必要があり、その過程には困難もあった。特に入居にあたっては、家賃を前払いしなければならないという条件が大きな障壁となった。しかし、難民背景を持つ人々の住宅探しを支援する民間の不動産支援機関の協力により、この問題は解決された。加えて、引っ越し直後には家具や生活必需品などが一切揃っていなかったが、JAR、WELgee、そして教会の関係者が連携し、生活環境を整えるための支援を提供した。

Mwamba が日本で就労許可を取得できたのは、来日から 10 カ月が経過した後のことであった。それまでは就労が認められておらず、生活の見通しが立たない状態が続いた。就労許可取得後、JAR の支援により仕事探しを始めたが、日本の制度の複雑さが新たな障壁となった。就労を開始するには電話番号と銀行口座が必要だったが、銀行口座を開設するには電話番号が、携帯電話を契約するには雇用証明が求められた。いずれもが他の条件を前提としており、Mwamba は「何も始められない」悪循環の中に取り残された感覚に陥ったという。そのような状況のなか、WELgeeの仲間たちが手を差し伸べ、この制度的なジレンマを一つひとつ共に解きほぐしていくことで、ようやく就労への道が開かれた。

日本での就労経験

Mwamba が日本で初めて得た就労経験は、 自動車の修理を行う技術系の企業での勤務であった。そこで約 3 年間 働いたが、契約は更新されなかった。理由は、有給休暇に関する誤解であったという。

Mwamba は、在職中一度も有給休暇を取得しておらず、最終的に付与されていた 10 日分の有休を契約終了前にまとめて取得することを決めた。当時、会社からはその取得について正式に承認されていた。しかし、休暇後に職場へ復帰した際、「一度に長期の休暇を取ることは社内では望ましくない」とされ、契約更新は行われないと通告された。

この決定により、Mwamba は有給休暇の最終 10 日間を利用したのち、次の職を探すこととなったが、当該判断の基準や手続きは今なお本人にとって不透明であり、大きな困惑と落胆をもたらしている。

ちょうどその頃、COVID-19 のパンデミックが発生し、Mwamba が次の職を見つけるまでには数カ月を要した。現在は、各種イベントの技術運営に関わる企業で働いており、柔軟な勤務スケジュールやさまざまな場所での業務、身体を動かす仕事の性質にやりがいを感じている。一方で、以前の職場で経験していた同僚との日々のやりとりや人とのつながりを懐かしく思う気持ちもあるという。現在の仕事には満足しているものの、人間関係の面ではまだ物足りなさを感じているのが現状である。

在留資格関連問題と地元の人びとの態度

来日後、Mwamba は難民認定を申請したが、最初の申請は理由の説明もなく却下された。その後、再申請を行い、現在も結果を待っている状況である。現在所持している在留資格は、6 カ月ごとの更新を必要とする「特定活動」在留資格であり、就労や住居の契約といった場面で多くの制約が伴う。

特にアルバイトの採用や賃貸契約の場面では、在留資格の短さが不利に働くことが多く、6 カ月ごとの在留カードの更新は実務的な不便のみならず、将来への不安定さを常に感じさせる要因となっている。

それでも Mwamba は、納税や年金への定期的な拠出を通じて、日本社会の一員として誠実に生活を送っており、自身がこの国で生きていけるという手応えを持ち始めている。最近では、現在の勤務先がいわゆる就労ビザの取得に向けた支援を約束しており、多くの困難を和らげる希望の光となっている。

また、日本での生活の中で、Mwamba は時折、自身に向けられた特定の態度を感じる場面に直面することがあるという。たとえば、公共交通機関を利用している際、近くに座っていた人が理由もなく席を移動したり、警察官から不意に声をかけられ、在留カードの提示を求められることがある。

こうした対応は、彼が法律を遵守し、社会の一員として生活しているにもかかわらず、見た目や出自によって先入観を持たれた結果であると感じており、日常の中で無言の排除や疑念にさらされることは精神的にも大きな負担となっている。

文化の違いと今後の計画

総じて、Mwamba は日本での生活において、文化的な特徴や制度に慣れるのに多少の困難を感じることもあったが、現在では日常生活に十分に適応し、高い安全性に強い感謝の念を抱いているという。日本に暮らす中で、彼はこの国がどのようにして高度な治安と経済発展を維持してきたのかを学びたいという意欲を持ち続けており、 その知識を将来的に母国の改善に役立てたいと考えている。

来日して以来、Mwamba は日本社会のさまざまな側面に対して深い敬意と感謝を抱くようになった。しかし一方で、母国コンゴ民主共和国が直面する課題を見据え、いつか状況が整ったときには帰国し、平和で発展的な社会システムの構築に貢献したいという強い希望を持っている。自身の経験と学びを生かし、母国の未来を根本から変える一助となることを目指している。



Mutombo（ムトンボ、仮名） 男性 34 歳

2019 年 10 月に来日し、現在は妻と子どもとともに暮らしている。
2022 年 5 月より、IT エンジニアとして勤務している。
現在は、1 年間の在留資格を付与する在留資格の「技術・人文知識・国際業務」を所持している。

2019 年 10 月、Mutombo は、日本が当時唯一ビザを取得できた国であったことから来日した。来日からわずか 1 週間後には難民認定を申請し、現在もその結果を待っている。当初、日本での生活は極めて不安定であり、1 カ月以上にわたって住居も支援もない状態でホームレス生活を余儀なくされた。その後、RHQ および WELgee の支援を受け、仮住まいの確保、就労の開始、さらに配偶者の日本への呼び寄せが可能となった。

在留資格関連問題と就労

難民認定を申請した後、Mutombo の在留資格は短期間ずつ複数回延長された。最初に 2 カ月間の延長が 2 回、その後 3 カ月間の延長が 2 回行われた。最終的に「特定活動」の在留資格と就労許可を取得するまで、約 10 カ月にわたり不確実な状況が続いた。

2022 年、WELgee の支援を受け、日本の IT 企業でエンジニアとしての就労を開始した。この職を得たことで、1 年間の技術・人文知識・国際業務の在留資格への切り替えが可能となり、それまで実現できなかった妻の日本への呼び寄せが実現した。在留資格の切り替えにより新たな可能性が開かれた一方で、毎年の更新が必要であるため、将来への不確実性は依然として残っている。加えて、この過程においては銀行口座などの各種サービスが一時的に停止されることがあり、生活の不安定さを引き起こしている。特に Mutombo は妻子を扶養している立場にあるため、このような状況は生活全体に大きな影響を及ぼしている。

言葉の壁と日本の生活での困難

日本での生活において、Mutombo にとって最大の課題の一つは日本語である。かつて JAR の支援による日本語学校に通い、他の講座も受講していたものの、現在の職場では英語のみで業務が行われており、勤務後に日本語を学ぶ時間も確保できない状況にある。そのため、すでに学んだ内容さえ忘れつつあるという実感を抱いている。

言語の課題に加えて、Mutombo は自身と家族の生活を維持していくことにも深い不安を抱いている。現在は安定した雇用を得ているものの、キャリアの発展機会が限られていると感じており、特に生活費の高騰を踏まえると将来への懸念は大きい。今後は、家族を十分に支えることができるような専門性やキャリアの可能性を見いだしていきたいと考えている。

生活状況と今後の計画

さまざまな困難がある中でも、日本は安全で快適に暮らせる場所であると考えている。将来的に日本に永住できるかどうかは不確かであるものの、母国の厳しい状況を踏まえ、今後も日本で将来を築いていく意向を持っている。Mutombo は現在、自身と家族のために、専門的な能力の向上と安定した将来の確保を目指している。

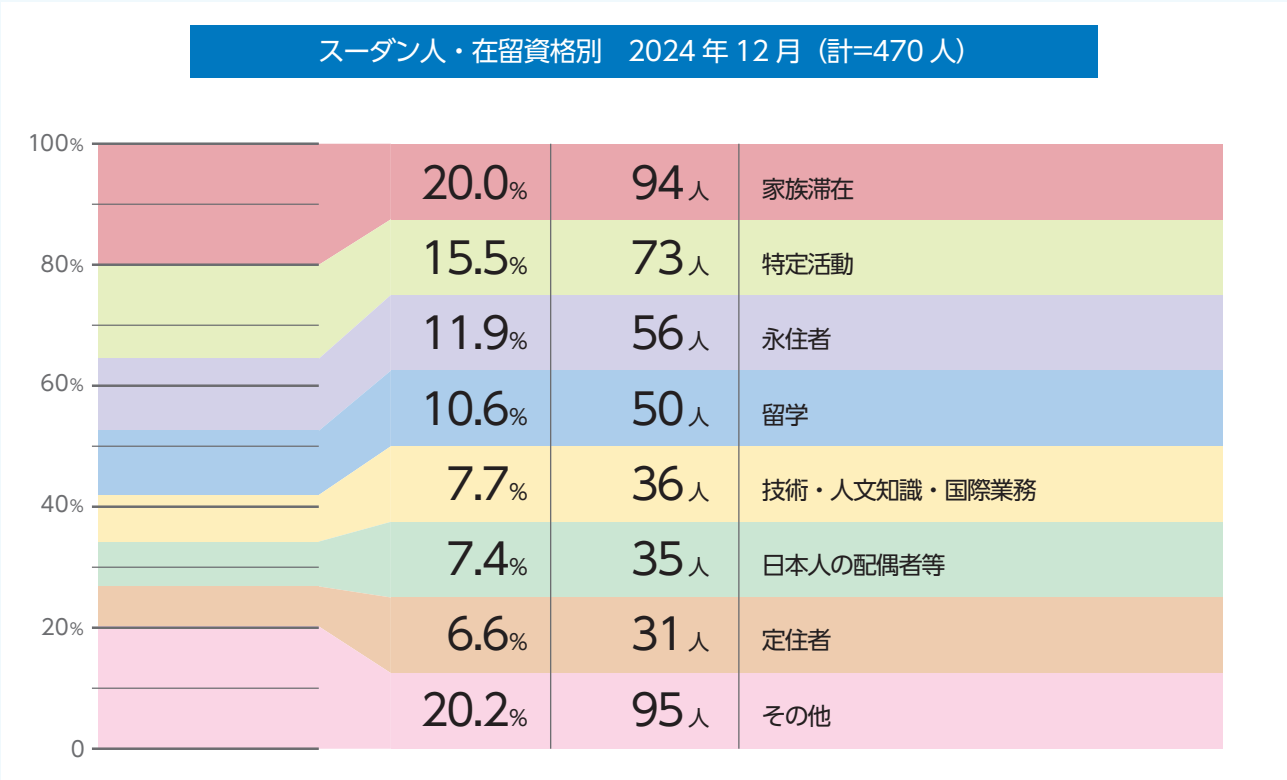


スーダン（北東アフリカ）

日本に在留しているスーダン人（2024 年 12 月時点 [56]）

470 人　273 人　197 人

スーダンにおける危機は 2021 年に勃発し、2 年以上にわたって継続している。これは世界最悪級の人道危機の一つとなっており、特に子ども、女の子、女性への影響が深刻である。ジェンダーに基づく暴力（GBV）は、紛争前と比べて 3 倍に増加しており、武力衝突は深刻な飢餓、レイプ、誘拐、女の子や女性に対する強制結婚の増加を引き起こしている。約 860 万人が国内避難民となっており、国内の学校のおよそ 8 割が避難所として使用され続けている。また、300 万人以上が国外への避難を余儀なくされている [57]。



2024 年時点で、日本に在留するスーダン出身者は 470 人である。そのうち約 4 分の 1（94 人）は「家族滞在」の在留資格で暮らしており、約 16%（73 人）は「特定活動」の在留資格を所持している。今回インタビューを行ったのは、その一人である。スーダンでの危機の勃発後、子どもたちとともに日本へ移動し、現在はこの地で新たな生活を始めようとしている女性である [58]。

56：「国籍・地域別　年齢（5歳階級）・性別　総在留外国人 2024 年 12 月」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
57：UNHCR「EMERGENCY APPEAL Sudan emergency」https://www.unhcr.org/emergencies/sudan-emergency
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「スーダン危機 2 年：“世界最悪”とも言われる人道危機を生き抜く子どもたちのために今できること」https://www.plan-international.jp/news/20250414_info-43/
58：「国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024 年 12 月」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0

来日したスーダン人の物語



Samara（サマラ、仮名） 女性 約 30 歳

数人の子どもとともに来日し、現在は関西地域で暮らしている。
職業は科学・医療分野で豊富な経験を持つ職種であり、
1 年間の在留資格を付与する「特定活動」の在留資格を所持している。

スーダンで紛争が始まった際、Samara は幼い子どもたちとともに日本へ渡航した。最初に隣国に避難したが、子どもたちを連れて女性一人で行動する中で、安全面に強い不安を感じていた。日本には数年前から暮らしている親族がいたため、その支援を受けてビザの取得を試み、数カ月後に来日することができた。来日当初は親族の支援を受けながら生活を始め、現在はより自立した生活を目指して努力している。Samara は科学・医療分野で豊富な経験を有しており、この分野でのキャリアを日本でも継続することを夢見ているが、日本語の壁が就労や自己実現に向けた最大の障壁となっている。

日本での生活経験

来日後、Samara はまず短期ビザを取得し来日、その後書類を提出して 1 年間の「特定活動」の在留資格を取得した。本人の経験によれば、この在留資格を取得すること自体は難しくなかったという。親族と弁護士の支援により、申請書類の作成や提出が円滑に進んだためである。また、来日直後は子どもたちとともに親族の家で生活していたため、日本での生活に慣れるうえで大きな助けとなった。現在はパートタイムで働きながら日本語の学習にも取り組んでおり、将来的には科学・医療分野に復帰するか、過去に経験のある教育関連の分野で働くことを目指している。

既存の支援と懸念事項

Samara にとって、日本での最大の課題の一つは言語の壁である。この課題に対応するため、現在は日本語中級試験の受験に向けて積極的に準備を進めており、日本語力の向上が日常生活を円滑にするだけでなく、就労の可能性を広げる鍵になると考えている。当初は、行政手続きや教育、交通機関の利用などにも困難を感じていたが、地域住民からの支援や各種アプリの活用により、これらの課題を乗り越えることができた。

日本での生活において、Samara は避難を強いられた人々としての特別な支援は受けていないが、児童手当、学用品や給食の支援、保険料の一部補助など、一部の社会保障制度を利用することができたことで、生活の負担がいくぶん軽減された。自力で子どもたちを養おうとする中で、最も大きな懸念は在留資格に関する不安である。1 年間の「特定活動」を所持しているが、就労先や在留継続の根拠を見つけられなければ、次回の更新が認められない可能性があると危惧している。安心して暮らせる生活を日本で実現するため、在留資格の変更に協力してくれる企業を探している。

文化の違いと生活の快適さ

Samara は徐々に日本での生活に慣れてきたものの、文化的な違いの影響は今もなお感じている。これには、宗教上の理由による食事制限などイスラム教徒としての信仰に関わるものだけでなく、母国とは異なる日本の一般的な社会的ふるまいも含まれている。一方で、生活習慣には多くの前向きな変化があったと感じており、自身がより積極的に、責任感を持ち、時間を固く守るようなったと実感している。

困難な適応期間を乗り越えた今、Samara は日本を、子どもたちの将来を築くことができる安全で利便性の高い国と捉えている。長期的にこの国で暮らしていきたいと考えているが、それは主に、安定した雇用を得て子どもたちを支えていけるかどうかにかかっている。



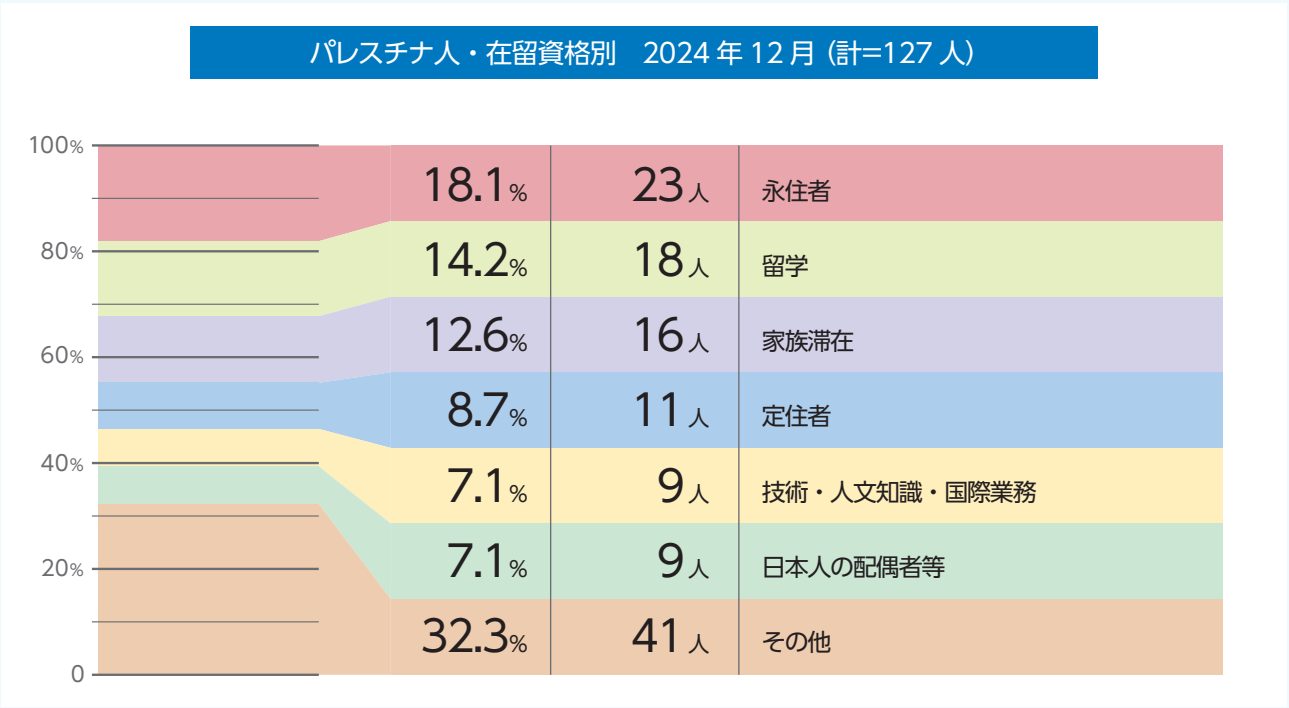
パレスチナ(中東)

日本に在留しているパレスチナ人(2024 年 12 月時点 [59])

127 人　76 人　51 人

パレスチナ・イスラエル間の紛争は、1948 年のイスラエル建国に伴い多くのパレスチナ人が住居を失ったことを契機として、20世紀半ばに始まった。それ以降、両者の間ではたびたび緊張と武力衝突が繰り返されてきた。2023 年には、ガザ地区での危機が急激に激化した。UNRWAのファクトシートによると、2023年10月7日以降、ガザでは1万8,000人あまりの子どもを含め、6万6,000人を超えるパレスチナ人が死亡した[60]。さらに、負傷者は11 万 8,000人を超えている。医療へのアクセスの制限、感染症の拡大、深刻な食料・飲料水不足などが事態を一層悪化させており、世界最悪級の人道危機の一つとなっている[61]。

現在、世界には合計約600万人のパレスチナ難民が登録されており、これらの人々は、UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関) の保護下にある。UNRWA は、パレスチナ難民が人間としての可能性を最大限に発揮できるよう、支援と保護を提供している。国連総会は 1949 年、1946 年 6 月 1 日から1948 年 5 月15日までの期間にパレスチナを通常の居住地としていた人々を保護する目的で、UNRWA を設立した[62,63]。



2024 年時点で、日本に在留するパレスチナ出身者はわずか 127 人であり、さまざまな在留資格で生活している。その多くは永住者(23人)、留学(18人)、家族滞在(16人)で構成されている。さらに、11 人が定住者として登録されており[64]、そのうち 8 人は 2024 年に難民認定を受けた。我々がインタビューを行ったのは、パレスチナ・ガザ地区から家族とともに安全な生活を求めて来日し、日本で難民認定を受けた男性である。

59：「国籍・地域別　年齢(5歳階級)・性別　総在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0
60：UNRWA, Two years factsheet, October 2025, https://www.unrwa.org/sites/default/files/content/resources/two_years_unrwa_factsheet_-_final.pdf
61：OCHA「Humanitarian Situation Update #286. Gaza Strip」https://reliefweb.int/report/occupied-palestinian-territory/humanitarian-situation-update-286-gaza-strip
62：UNHCR「Global overview. Palestine refugees under UNRWA's mandate」https://www.unhcr.org/refugee-statistics/data-summaries
63：UNRWA「Commissioner-General on East Jerusalem: An assault on children. An assault on education」
https://www.unrwa.org/newsroom/news-releases/unrwa-commissioner-general-east-jerusalem-assault-children-assault-education
64：「国籍・地域別　在留資格別　在留外国人 2024 年 12 月」
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=24101212&tclass1=000001060399&result_back=1&tclass2val=0

来日したパレスチナ人の物語



Omar（オマル、仮名） 男性 約 20 歳

職業はソフトウェアエンジニアであり、
現在は倉庫で働きながら、自身の専門分野での就職を目指している。

Omarは、自宅が完全に破壊され、安全な場所がほとんどなかったため、家族とともに日本へ避難した。その過程で、避難は極めて危険であり、精神的にも大きな負担となった。到着後、難民認定を受けたが、言語の壁や文化的な違い、自己実現の機会の限界など、さまざまな困難に直面している。

避難時の困難と当初の日本の生活

避難の過程は、Omarとその家族にとって極めて危険であり、精神的にも消耗を極めるものであった。まず、激しい空爆や銃撃が続く中、自力でエジプトとの国境までたどり着かなければならなかった。パスポートの代わりに通行証のみを所持していたため、エジプトではわずか 3 日間の滞在許可しか得られず、その後、日本の観光ビザで渡航することができた。

来日後、最初の4カ月間、家族はJICAの宿舎で生活していた。この施設の存在により、今後の生活設計に向けた見通しを持つことができ、新しい環境や日々の食事に対する不安を抱かずに過ごすことができた。同時に、家族はすぐに難民認定を申請し、数カ月以内に認定が下り、就労許可と長期の在留資格が付与された。日本における難民への支援の一環として住宅支援があることもあり、家族は JICAの宿舎を離れ、別の住居に移ることを決断した。また、最低限の日本語会話能力と、家族の最低限の生活費を得られる収入水準に到達するまでの間、 生活費の一部支給や日本語学習支援も受けることができた。

就労と言語習得の問題

Omarと家族の他のメンバーが就労を開始し、最低限の生計を維持できる水準に達した時点で、支援は終了し、以降は同等以上の水準で自立することが前提とされた。Omar は IT 分野の学歴と職務経験を有しているが、 言語の壁が大きな障害となり、 専門分野での就労機会は大幅に制限されている。現在はハローワークの支援プログラムを通じて見つけた倉庫勤務に従事しており、商品の運搬、梱包、スキャンなどの肉体労働を行っている。

Omarは、日本においては求人があるにもかかわらず、IT 分野では技術的なスキルだけでなく、高い日本語能力、そして IT やビジネス全般に対する意欲や成長・改善への姿勢が求められていると感じている。こうした資質は自身に備わっていると自覚しているが、関連する経験があっても多くの求人で不採用となっているのが現状である。そのため、就職活動では WELgee などを活用している。この目標を達成するため、可能な限り独学で日本語の学習を継続しており、将来的には自身の専門分野での就労が可能となるレベルに到達することを目指している。

社会への適応と日本の生活での困難

言語の壁やそれに伴う就労上の課題に加え、 Omarはイスラム教徒としての文化的な違いにも大きく直面している。こうした困難は、日本で暮らす多くのムスリムに共通するものであり、主にハラール食品の入手が難しいことや、モスク（礼拝所）の数が限られていることに起因している。また、 Omar は日本人との意思疎通にも困難を感じており、それは言語面だけでなく文化的背景の違いにも起因している。そのため、 交友関係の多くは、 モスクでの礼拝を通じて出会ったアラビア語や英語で会話ができるムスリムの仲間が中心となっている。

文化的・言語的な障壁があるにもかかわらず、 Omar は日本での生活に十分な安心感と安全を感じている。母国に戻ることができない状況下で、今後も日本での生活を続け、将来的にはこの地で自身の人生を築いていくことを計画している。

結論

調査の結果、日本における避難民および難民は、言語や文化の違いといった課題に直面しているものの、多くにとって最も深刻な問題は、就労機会の確保と在留資格の維持であることが明らかになった。長期的な在留資格を持つ人々の多くは、仕事を見つけることや自己実現への道に不安を抱いており、一方で短期の在留資格で生活する人々は、追加的な制限や制約を受けることから、さらに就職が困難な状況に置かれている。在留資格については、いわゆる就労ビザの取得によって解決される場合もあるが、実際には、多くの企業が難民・避難民の雇用経験を持たないことや、外国人雇用全般に慎重であることを理由に、採用を敬遠する傾向がある。

6カ月または1年の「特定活動」を有する回答者からは、専門性や語学力の不足ではなく、在留資格そのものが就労の妨げとなっているとの指摘が繰り返し聞かれた。多くの場合、企業側が在留資格の種類や就労可能な業務内容、労働時間数などの具体的な条件について十分に理解していないことが、不採用の理由になっているという。また、一部の企業では、定期的なビザ更新の必要性が安定した雇用関係を維持しにくいと見なされ、採用を控える要因となっている可能性もある。

日本における難民認定率が依然として極めて低い水準にとどまっており、さらに複数回の不認定後に強制送還の可能性が生じることもある中で、帰国が不可能な多くの当事者は、極めて困難な状況に置かれている。このような状況に対しては、以下のような手段により、部分的な改善が可能であると考えられる。

国の制度レベルにおいては、難民申請の審査過程においてより多くの独立した関係者を関与させることにより、各申請者の状況をより客観的かつ個別に評価する仕組みの導入が望まれる。また、紛争や深刻な人道危機に直面している国からの移動者に対しては、手続きを簡素化するとともに、将来的な日本での定住の可能性を見据えた人道ビザの付与機会を拡充することが求められる。

企業・雇用の現場レベルにおいては、在留資格の種類や就労可能な業務内容に関する理解を企業側に促進する必要がある。また、企業が移民を積極的に雇用し、いわゆる就労ビザの取得支援を行うよう促すとともに、必要に応じてその手続きに関する情報提供や支援を行う体制の整備が望まれる。

就労関連の問題にとどまらず、多くの移民・難民は在留資格の種類を問わず、日本で自立した生活を送ることや自己実現を果たすことへの強い不安を抱えている。十分な職業経験や専門的スキルを有していても、言語の壁、文化的相違、情報へのアクセスの制限、機会の不足など、さまざまな追加的障壁により、キャリアを追求することが困難となっている。

このような状況を踏まえ、当該分野の改善に向けた一定の環境整備が重要である。たとえば、民間企業による外国人雇用を促進する施策と併せて、必要な情報提供や支援体制を整えること、日本語能力を高度に要さず、英語等でも対応可能な職種や業種を特定・周知すること、さらに、就労までのプロセス全体を通じて強制移動当事者を支援・接続・育成するためのメンタープログラムを拡充することなどが挙げられる。

在留資格や就労に関する課題に加えて、強制移動を経験した人々は住居の確保や賃貸にも多くの困難を抱えている。在留期間の短さや経済状況、収入水準などを理由に、多くの不動産会社がサービス提供を拒むことがあり、結果として彼らは代替手段を模索せざるを得ず、さらなる困難を強いられている。この課題に対しては、不動産会社に対して避難を強いられた人々の置かれた事情を考慮するよう促すこと、公的機関が賃貸契約における保証人として機能する仕組みを整備すること、経済的・在留上の困難を抱える社会的弱者が利用可能な公営住宅の整備・拡充を進めることなどが、有効な対策として考えられる。

世界各地で紛争が続き、避難を余儀なくされた人々や支援を必要とする人々の数が年々増加している現状に鑑み、受入国において彼らが安心して生活し、自己実現を図ることのできる環境を整備することが不可欠である。生活水準の高い国々には、彼らが新たな人生を始め、自立した社会の一員として将来的な経済発展にも寄与しうる存在となるよう支援する余地と責任がある。

このレポートの著者について

アンナ・シャルホロドウスカー

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン　アドボカシーグループ所属

マリウポリ国立大学にて歴史学の学士号を取得した後、同大学院にて中等教育、歴史学、ジャーナリズムの修士号を取得。マリウポリ中等学校での歴史指導、乳幼児への英語教育・発達教育カリキュラムの作成など教育分野でのキャリアを重ねるとともに、マリウポリ市ニュースサイトのジャーナリストとして記事作成にも従事。

2022年5月28日にウクライナのマリウポリ市から日本へ避難。同年12月にプランに入局。現在、アドボカシーグループでウクライナ避難民に関する調査や講演、またウクライナでの教師としてのキャリアを活かしたワークショップの企画などを行っている。

著者のブログはこちら：https://www.plan-international.jp/author/anna/

著者によるレポートはこちら：https://www.plan-international.jp/about/libraries/data/region_ukraine.html

プラン・インターナショナルとは

プラン・インターナショナルは、子どもの権利を推進し、誰もが平等な世界の実現を目指し85年以上にわたり世界 80カ国以上で活動する国際NGOです。一人ひとりの子どもが本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化がもたらされることを信じて、子どもや若者、さまざまなステークホルダーとともに活動しています。特に、貧困や暴力、差別や排除によって弱い立場に置かれている女の子の支援に力を入れています。

子どもや女の子たちが直面している不平等を生む原因を明らかにし、その解決にむけ取り組むことで、子どもたちが生まれてから大人になるまで寄り添い、自らの力で困難や逆境を乗り越えることができるよう支援します。

誰もが平等な世界の実現にむけて、歩みを止めずに進んでいきます。

本報告書に関するお問い合せ

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン　アドボカシーグループ

Tel　03-5481-3533

E-mail　advocacy@plan-international.jp

www.plan-international.jp

https://www.facebook.com/Planinternational.jp/

https://x.com/Plan_Intl_jp

https://www.instagram.com/planinternationaljapan/

発行：2025年10月